

令和6年度 わたしたちのくらしと県税

●県税のあらまし

県税の申告と納期一覧	2
山形県の台所	4
税金の種類	9

●県民税

個人県民税	12
法人県民税	22
県民税利子割	25
県民税配当割	26
県民税株式等譲渡所得割	27

●事業税

個人事業税	28
法人事業税	30

●その他の税目

地方消費税	36
不動産取得税	38
県たばこ税	45
ゴルフ場利用税	46
自動車税環境性能割	48
自動車税種別割	50
軽油引取税	54
鉱区税	56
狩猟税	57
産業廃棄物税	58
災害に関する特例	60
東日本大震災に関する特例	62
地域経済牽引事業・NPO法人への 支援税制	63

●その他

正しい申告・確かな納税	64
こんなときはご相談を	65
県税を納める場所	67
口座振替による納税	68
コンビニエンスストア等の納付 キャッシュレス納付	69
税の窓口	71

もっと知りたい！
税金のこと



●県税の申告と納期一覧

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
個人県民税 (均等割・所得割)	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで提出 ●公的年金等所得のみの受給者も同じ扱いです。	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収し、翌月10日まで市町村へ納入	給与支払者による特別徴収
	給与所得者以外は3月15日 ●所得税の確定申告をした人は不要です。	6、8、10、1月 ●市町村により異なります。	普通徴収
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から2月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税 利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 株式等譲渡所得割	年間分を一括して翌年1月10日	申告期限と同じ	特別徴収
個人事業税	3月15日 ●所得税の申告をした人や個人県民税の申告をした人は不要です。	第1期：8月31日 第2期：11月30日 ※ 特別の場合はその都度	普通徴収
法人事業税 地方法人特別税/特別法人 事業税	確定申告は事業年度が終了した日から2月以内	申告期限と同じ	申告納付

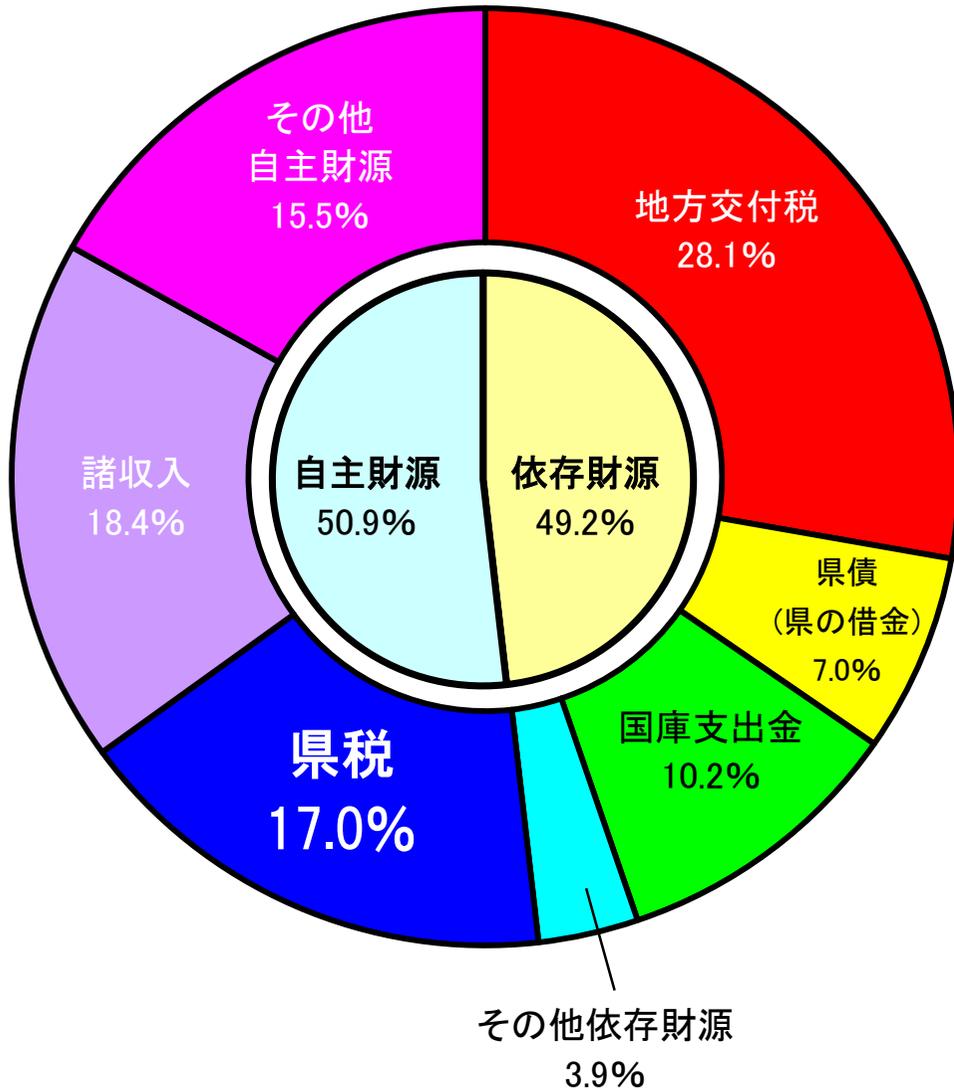
●県税の申告と納期一覧(つづき)

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内(消費税と同じ)徴収については当分の間、国に委託	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から10日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	特別徴収
自動車税 環境性能割	登録又は届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
自動車税 種別割	取得・変更の都度	5月31日	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	特別徴収 普通徴収 申告納付
鉱区税	鉱業権の取得、消滅や変更の日から7日以内	5月31日	普通徴収
		新規登録はその都度	
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ	証紙徴収
産業廃棄物税	1～3月分は4月末、4～6月分は7月末、 7～9月分は10月末、10～12月分は1月末	申告期限と同じ	特別徴収 申告納付

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する県税証紙を購入し、書類などに添付する事により、税金を納めます。

●山形県の台所 ～令和6年度山形県一般会計～

歳入予算



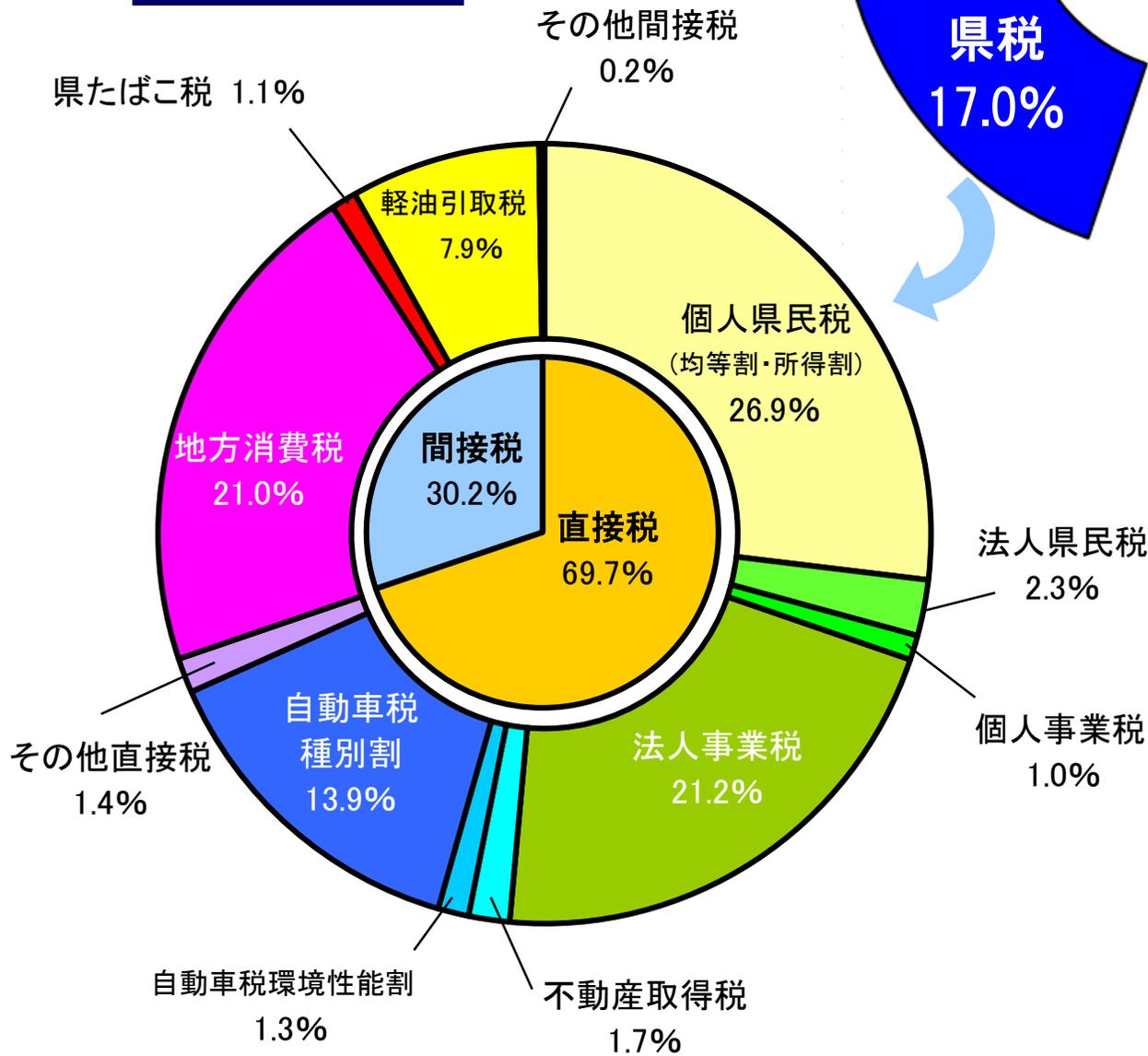
歳入 6,498億円	
地方交付税	1,826億円
県債	450億円
国庫支出金	665億円
その他依存財源	255億円
県税	1,103億円
諸収入	1,192億円
その他自主財源	1,007億円

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：山形県財政課「令和6年度歳入予算」

●山形県の台所 ～令和6年度山形県一般会計～

県税の内訳



県税収入 1,103億円

個人県民税(均等割・所得割)	297億円
法人県民税	26億円
個人事業税	11億円
法人事業税	234億円
不動産取得税	19億円
自動車税種別割	153億円
自動車税環境性能割	14億円
その他直接税	(16億円)
地方消費税	231億円
県たばこ税	12億円
軽油引取税	88億円
その他間接税	3億円

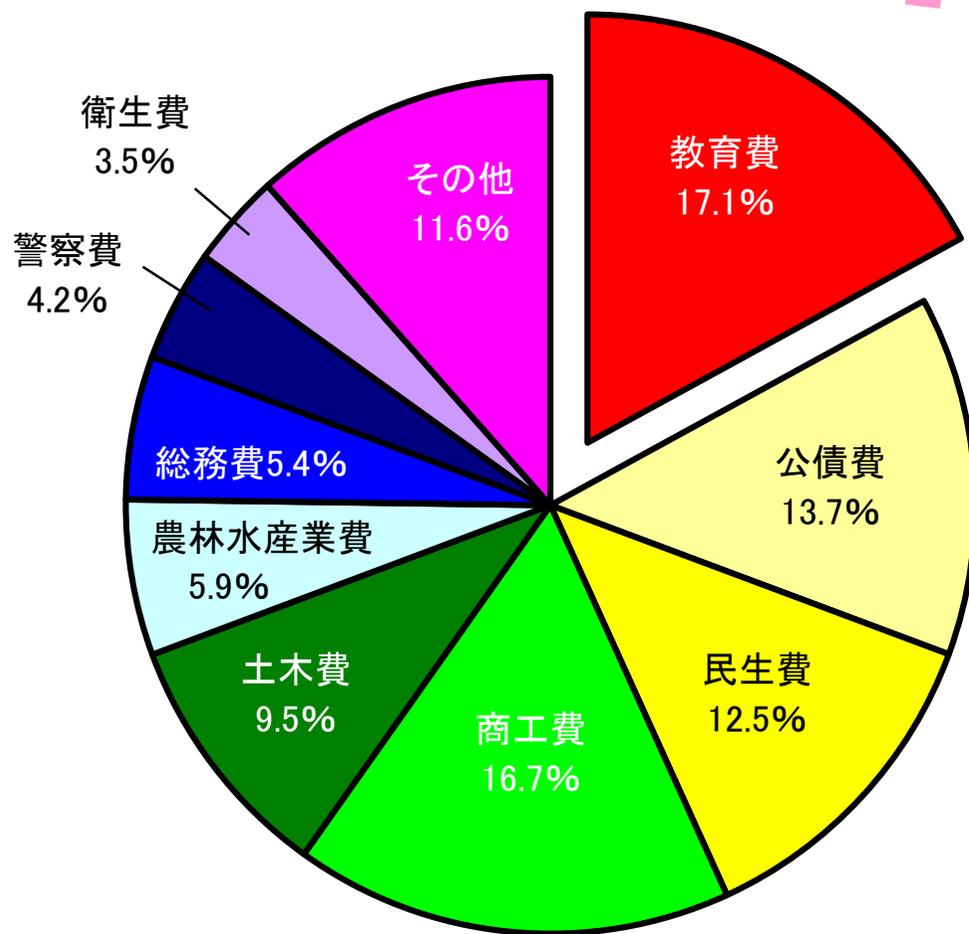
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：山形県財政課「令和6年度歳入予算」

●山形県の台所

～令和6年度山形県一般会計～

歳出予算



小・中・高校生1人当たりの
国と県の年間教育費負担額
(山形県と国の負担額の合計 令和3会計年度)



資料:文部科学省「地方教育費調査」

●山形県の台所 ～令和6年度山形県一般会計～

県民1人当たりの支出額



教育費

109,079円



公債費

87,554円



民生費

79,989円



商工費

106,449円



土木費

60,525円

1年間でこれだけ使われているのね



農林水産業費

37,566円



総務費

34,565円



警察費

27,055円



衛生費

22,485円



その他

74,118円

※山形県の人口は101万6262人です(令和6年4月1日現在)

資料:山形県財政課「令和6年度歳出予算」、山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数(推計)」

●山形県の台所 ～令和6年度山形県一般会計～

【豆知識①】 県の借金の推移をみてみよう

現在、山形県の借金(県債残高)は、下のグラフのとおり令和6年度末で総額約1兆1,330億円に達すると見込まれています。この額は、県の税収の約10年分に相当する計算になります。

令和6年度 県債残高

約1兆1,330億円(見込)

=

令和6年度 県税収入

1,103億円

× 約10年

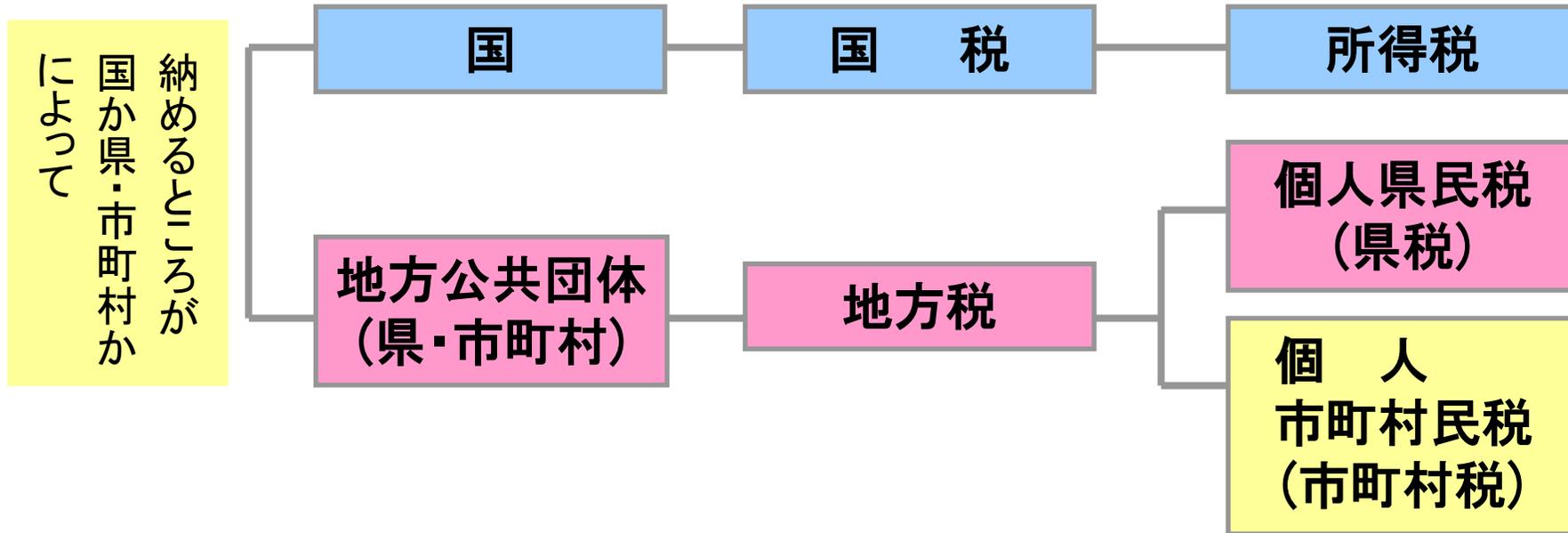


●税金の種類

税金には、それぞれ国税と地方税
(県税・市町村税)があるのね。



▼働いて給料を得ると...



働いて給料
を得ると

国税である所得税は各地区の税務署に申告し納付します。
また、地方税である住民税(県民税・市町村民税)は私たちが住んでいる市町村に
申告しますが、所得年の翌年度に課税され納付することになります。

		直接税	間接税
地方税	国税	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税 ●森林環境税 ●法人税 ●相続税 ●贈与税 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●揮発油税 ●自動車重量税 ●関税 ●印紙税
	県税	<ul style="list-style-type: none"> ●県民税(個人・法人) ●事業税(個人・法人) ●不動産取得税 ●自動車税環境性能割 ●自動車税種別割 ●鉱区税 ●狩猟税 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方消費税 ●県たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●産業廃棄物税
	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民税(個人・法人) ●固定資産税 ●軽自動車税 ●都市計画税 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村たばこ税 ●入湯税

直接税

税を納める義務がある人と、税を負担する人が同じ税

間接税

税を納める義務がある人と、税を負担する人が異なる税

※県民税は、やまがた緑環境税を含みます。

◆ 主な税目の概要

		税 目	内 容
直 接 税		個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に対して課税されるもので、所得に応じて課税される「所得割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・個人市町村民税と併せて市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれる。
		法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に対して課税されるもので、所得に応じて課税される「法人税割」と一律に課税される「均等割」がある。
		個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が行う事業に対して、業種により、所得に応じて課税されるもの。
		法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が行う事業に対して、業種により、所得又は収入に応じて課税されるもの。 ・資本金が1億円を超える法人は、所得等以外に「付加価値」、「資本金」の要素でも課税される外形標準課税となる。
		自動車税環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車(軽自動車を除く)の取得時に課税されるもので、燃費性能等に応じて税率が決定される。
		自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車(軽自動車を除く)を所有している者に課税されるもので、排気量や乗車定員(バス等)で税率が異なる。
間 接 税		不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地・家屋)の取得に対して課税されるもの。
		軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油の購入者が負担し、特約業者等を通じて納められるもの。
		地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税(国税7.8%)と併せて、地方消費税(2.2%)として売上やサービスの提供等に対して課税されるもの。 ・消費税(国税)と併せて国で賦課徴収し、県へ払い込まれる。
	県たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者を通じて納められるもの。 	



個人県民税

この税金は、個人の市町村民税とあわせて住民税とよばれ、市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれます。

納める人

1月1日現在で

- ①県内に住所のある人
→均等割と所得割を納めます。
- ②県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所がない人
→均等割を納めます。

納める額

- 均等割・・・2,000円
2,000円のうち1,000円は「やまがた緑環境税(13ページ参照)」分です。
- 所得割・・・(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率(県税は4%)－税額控除で算出した額

申告

申告期限は3月15日で、個人の市町村民税と一緒に
行います。なお、所得税の確定申告書を提出した場合には
必要ありません。

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんから、その能力に応じて負担していただくもので、以下に分かれます。

- ・個人県民税
- ・法人県民税
- ・県民税利子割
- ・県民税配当割
- ・県民税株式等譲渡所得割



納税

給与所得者は特別徴収で、6月から翌年5月まで12回に分けて毎月の給与から、公的年金受給者は特別徴収で4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて公的年金から、その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、原則として6月・8月・10月・翌年1月の4期に分けて納めます。

非課税

- 次の人には個人県民税は課税されません。
 - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得が135万円以下の人
- ※この他、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています(詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください)。

【豆知識②】 やまがた緑環境税について

～やまがた緑環境税とは？～

やまがた緑環境税は、荒廃が進む森林の整備や、県民参加による森づくり活動に取り組むことなどを目的として、県民の皆様から広くご負担いただくものです。

納める人

住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じ

- 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人(12 ページ参照)
- 法人：県内に事務所等を有する法人(22 ページ参照)

納める額

- 個人：年1,000円
- 法人：法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

山形県の頭文字「Y」の字を人が森を支える様子に見立て、**緑**は豊かな森林、**青**は豊かな水、**橙**は人の生活を象徴します



納 税

個人	給与所得者	住民税(県民税)と併せて給与から差し引きされます。
	給与所得者以外の方	住民税の納税通知書により納めます。
法人		法人県民税の申告納付の際に併せて納めます。

各種控除一覧

●給与所得控除

いろいろな控除があるのね

【令和2年以降】

給与収入の金額		控除額
162.5万円以下		550,000円
162.5万円超	180万円以下	収入金額 × 40% + 10万円
180万円超	360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超	660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超	850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超		195万円（上限）

※令和5年分の給与収入に基づき、令和6年度の給与所得控除です。

項 目	内 容
<p>雑損控除</p>	<p>次のいずれかの多い方の金額 ①(損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額)－(総所得金額等)×10% ②(災害関連支出の金額－保険金等の額)－5万円</p>
<p>医療費控除</p>	<p>(支払った医療費－保険等により補てんされる金額)－(10万円 (総所得金額等が200万円未満の場合総所得金額等×5%)) ※控除限度額200万円</p>
<p>社会保険料控除</p>	<p>実際に支払った金額または給与や公的年金等から差し引かれた金額の全額</p>
<p>小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>支払った掛金の全額</p>
<p>生命保険料控除</p> <p>※旧契約と新契約双方に加入している場合は、それぞれの計算方法により算出した金額を合計できるが、各保険料控除の上限額は28,000円、全体の上限額は70,000円となる。</p>	<p>旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に係るもの</p> <p>①支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額35,000円</p> <p>②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額35,000円</p> <p>③支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合 ①と②でそれぞれ求めた金額の合計金額……………控除限度額70,000円</p> <p>新契約(平成24年1月1日以後に締結)に係るもの</p> <p>①支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額28,000円</p> <p>②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額28,000円</p> <p>③支払った保険料が介護医療保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額28,000円</p> <p>④支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の各種にわたる場合 ①と②と③でそれぞれ求めた金額の合計金額……………控除限度額70,000円</p>

項 目	内 容
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料の場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額 25,000 円 ②支払った保険料が旧長期損害保険料の場合 支払った保険料の額に応じて算出……………控除限度額 10,000 円 ③地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合 上記 2 つの合算額…………… 控除限度額 25,000 円
障害者控除	26 万円(特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円)
寡婦・ひとり親控除	寡婦控除は 26 万円、ひとり親控除は 30 万円
勤労学生控除	26 万円
配偶者控除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除 ……900 万円以下の場合 33 万円(老人配偶者は 38 万円)
配偶者特別控除	納税者と配偶者(配偶者控除の適用を受けられない者)の合計所得金額に応じて算出 ……納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下、配偶者の合計所得金額が 48 万円超 100 万円以下の場合 33 万円
扶 養 控 除	控除対象扶養親族 1 人につき 33 万円 (老人扶養親族は 38 万円、特定扶養親族は 45 万円、同居老親等は 45 万円)
基 礎 控 除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除 2,400 万円以下 ……43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下 ……29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下 ……15 万円 2,500 万円超 ……0 万円

●税額控除（主なもの）

①調整控除

所得税（国税）と個人県民税及び個人市町村民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割から次の額を控除するものです。

- ・課税所得金額が200万円以下の場合

下記一覧の『適用される各控除項目の「所得税の人的控除額」と「個人住民税の人的控除額」の差額の合計額』と「課税所得金額」のいずれか小さい額の2%（市町村民税の場合は3%）

- ・課税所得金額が200万円を超える場合

{下記一覧の『適用される各控除項目の「所得税の人的控除額」と「個人住民税の人的控除額」の差額の合計額} - (課税所得金額 - 200万円)} (この金額が5万円を下回る場合は5万円)の2%（市町村民税の場合は3%）

所得税と個人住民税の人的控除一覧

項 目		所 得 税	個人住民税	差 額	
基礎的 な 人的 控除	基礎控除	48万円	43万円	5万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	最高 38万円	最高 33万円	最高 5万円
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	最高 48万円	最高 38万円	最高 10万円
	配偶者特別控除		最高 38万円	最高 33万円	5万円
	扶養控除	一般の控除対象扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	38万円	33万円	5万円
		特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	63万円	45万円	18万円
		老人扶養親族(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
	同居老親等加算	+10万円	+7万円	3万円	
特別な 人的 控除	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	27万円	26万円	1万円
		特別障害者(同上)	40万円	30万円	10万円
		同居特別障害者控除	75万円	53万円	22万円
	寡婦控除(本人)		27万円	26万円	1万円
	ひとり親控除(本人)		35万円	30万円	5万円
	勤労学生控除(本人)		27万円	26万円	1万円

②住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者（平成21年から令和7年12月までの入居者）を対象とし、所得税から控除しきれなかった額がある場合、次のアとイのいずれか少ない額を個人住民税所得割（個人県民税2/5、個人市町村民税3/5）から控除するものです。

ア 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額（上限9.75万円）

※ただし、居住年が平成26年4月～令和3年12月の場合は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額（上限13.65万円）

また、平成11～18年中に入居した人については、申告により、翌年度の個人住民税から控除される場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

③寄附金控除

住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県税条例で指定されている寄附金を支出した場合、個人住民税所得割から次の額を控除するものです。

I 基本控除額

次の i、ii のうち、いずれか低い金額を控除します。

i（対象寄附金の額）－ 2,000円 × 県民税の税率4%（市町村民税の税率6%）

ii（課税対象所得金額の合計額の30%）－ 2,000円 × 県民税の税率4%（市町村民税の税率6%）

II 特例控除額（個人住民税所得割の額の2割を限度）

県、市町村に対する寄附金については、以下の特例控除額が加算されます。

（県、市町村に対する寄附金の金額）－ 2,000円 ×（90%－所得税の税率×2/5（県民税）

×3/5（市町村民税））

【豆知識③】ある一家の住民税

父 52 歳



収入	6,000,000円
社会保険料	600,000円
生命保険料	120,000円
(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結)	
地震保険料	20,000円
(うち、旧長期損害保険料 10,000 円)	



母 48 歳



各種控除	
給与所得控除	1,640,000円
社会保険料控除	600,000円
生命保険料控除	35,000円
地震保険料控除	12,500円
基礎控除	430,000円
配偶者控除	330,000円

妹 18 歳



扶養控除	330,000円
------	----------

私 26 歳



収入	3,000,000円
社会保険料	300,000円
生命保険料	120,000円
(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結)	



妻 26 歳
子 0 歳

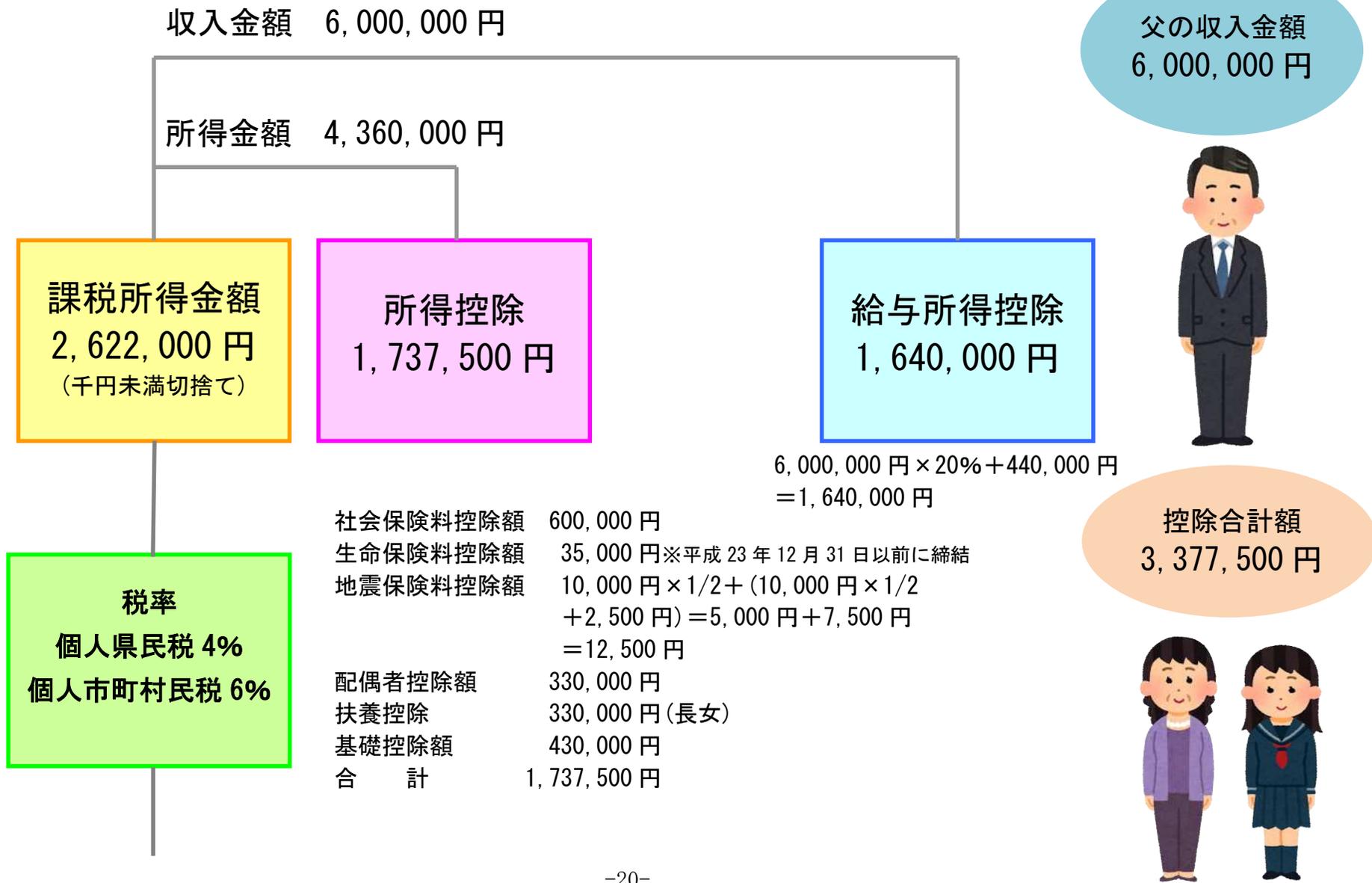


各種控除	
給与所得控除	980,000円
社会保険料控除	300,000円
生命保険料控除	28,000円
基礎控除	430,000円
配偶者控除	330,000円

控除って難しいけど
覚えておくとお得だね

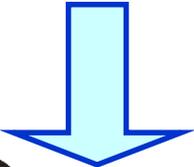


【豆知識④】 個人住民税の計算方法を図で見てみよう



個人県民税所得割
 …104,800円(百円未満切捨て)
 個人市町村民税所得割
 …157,300円(百円未満切捨て)

税額控除
 1,000円(県民税分)
 1,500円(市町村民税分)



父の負担する住民税額 = (A) + (B) + (C) + (D)
 103,800円 + 155,800円 + 2,000円 + 3,000円 = 264,600円

○個人県民税所得割

=2,622,000円×4/100=104,800円(百円未満切捨て)

○税額控除(県民税分)

- ・調整控除
課税所得金額が200万円を超えるので、
{150,000円(※1) - (2,622,000円(※2) - 2,000,000円)} ≤ 50,000円
50,000円×2/100=1,000円

- ※1=人的控除の差の合計額、※2=課税所得金額
- ・税額控除後の所得割額=104,800円-1,000円=103,800円・・・(A)

○個人市町村民税所得割

=2,622,000円×6/100=157,300円(百円未満切捨て)

○税額控除(市町村民税分)

- ・調整控除
課税所得金額が200万円を超えるので、
{150,000円(※1) - (2,622,000円(※2) - 2,000,000円)} ≤ 50,000円
50,000円×3/100=1,500円

- ※1=人的控除の差の合計額、※2=課税所得金額
- ・税額控除後の所得割額=157,300円-1,500円=155,800円・・・(B)

○住民税均等割

- ・個人県民税 2,000円(1,000円は「やまがた緑環境税」分)・・・(C)
- ・個人市町村民税 3,000円・・・(D)

※この計算例は、令和6年度に、令和5年の課税所得に基づき課税される場合のもので、
 ※上記のほか、令和6年度分の個人住民税にあつては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額が所得割から減額されます(定額減税)。



法人県民税

会社などの団体(法人)も私たち個人と同じように権利を持ち、義務を負います。

また、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、税金を負担しています。



会社だって県民税を納めるんだよ

納める人

区 分		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所を設けている法人		○	○
県内に事務所又は事業所はないが、寮、保養所、集会所等のみを設けている法人（人格のない社団等又は公益法人等（収益事業を行っているもの）を含む）		○	×
県内に事務所又は事業所を設けている人格のない社団等又は地方税法第25条第1項第2号に規定する公益法人等	収益事業を行っているもの	○	○
	収益事業を行っていないもの	×	×

納める額

区 分		納める額	
		納める額のうち やまがた緑環境税分	
均等割	資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 880,000 円	80,000 円
	“ が 10 億円を超え 50 億円以下 の法人	年額 594,000 円	54,000 円
	“ が 1 億円を超え 10 億円以下 の法人	年額 143,000 円	13,000 円
	“ が 1,000 万円を超え 1 億円以下 の法人	年額 55,000 円	5,000 円
	上記以外の法人と人格のない社団等	年額 22,000 円	2,000 円

区 分		納める額		
		平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
法人税割	資本金等の額が 1 億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社並びに投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人	法人税額 × 5.8%	法人税額 × 4.0%	法人税額 × 1.8%
	資本金等の額が 1 億円以下の法人	法人税額が年 1,000 万円を超える法人	法人税額 × 4.0%	法人税額 × 1.8%
		法人税額が年 1,000 万円以下の法人	法人税額 × 3.2%	法人税額 × 1.0%

申告と納税

申告の種類		申告と納税の時期
1 中間申告 (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	法人税の中間申告書の 提出期限まで
	(2) 仮決算に基づく中間申告	〔事業年度開始の日以後6月を 経過した日から2月以内〕
2 確定申告		法人税の確定申告書の 提出期限まで 〔原則として事業年度終了の日 から2月以内〕
3 公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されるもの		4月30日

その他（国税）

地域間の税収格差を是正するため、法人県民税法人税割の税率の引下げに伴い、当該引下げ分に相当する地方法人税（国税）が新たに創設され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



県民税利子割

企業又は金融機関などから利子等の支払いを受けるときに課せられる税金です。
利子等とは利子や、収益の分配等をいいます。

納める人

県内に所在する金融機関等を通じて、利子等の支払を受ける個人が納めます。

納める額

支払を受けるべき利子等の額の5%です。この他に所得税(国税)※が15%課税されます。
ただし、所得税が非課税とされる利子等には課税されません。

●利子等に関する所得税の非課税制度

①身体障がい者等一定の方

- ・少額預金非課税制度(マル優)…元利合計 350 万円までの利子等
- ・少額公債非課税制度(特別マル優)…元利合計 350 万円までの利子等

②勤労者

- ・財産形成住宅貯蓄…元利合計 550 万円までの利子等
- ・財産形成年金貯蓄…同 上

なお、非課税制度を利用するには、金融機関等への非課税貯蓄申告書等の提出が必要です。詳しくはお近くの金融機関へお問い合わせください。

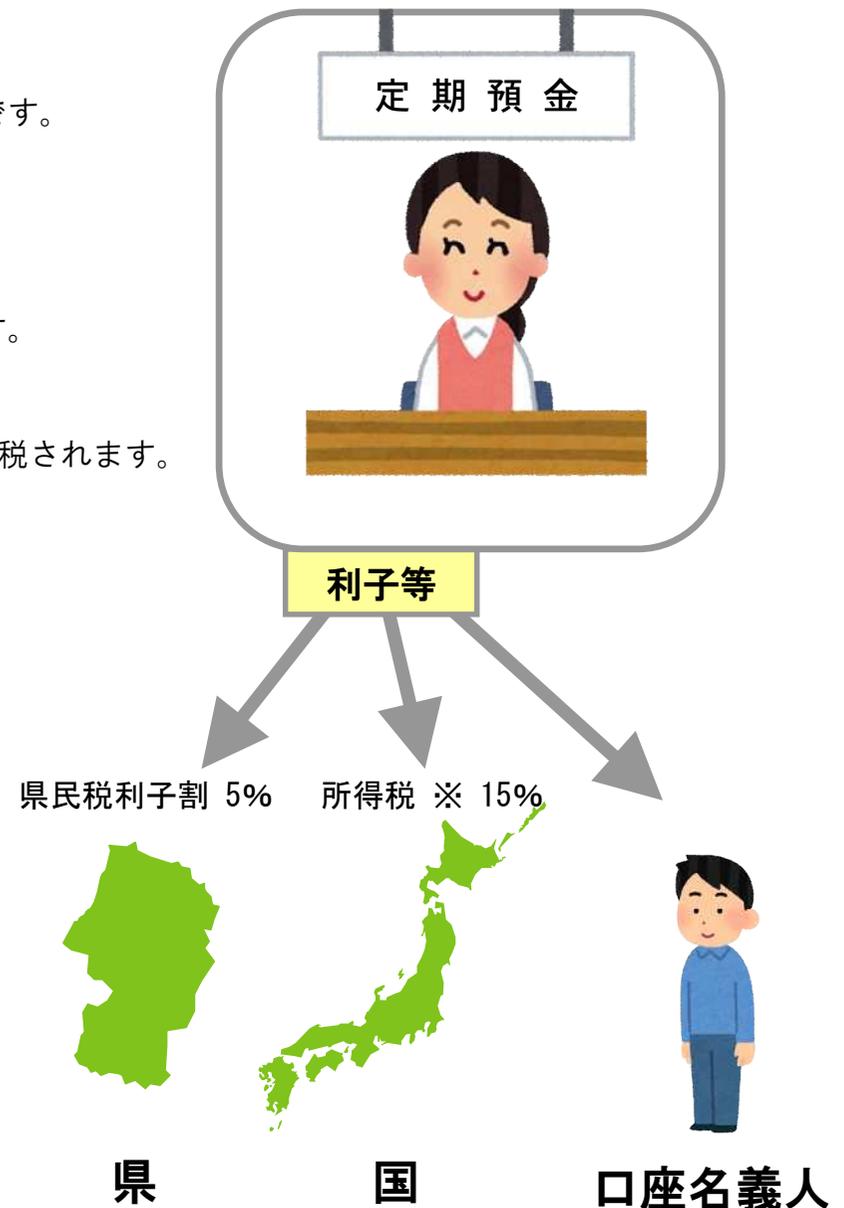
※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税(所得税×2.1%)が課税されます。

申告と納税

利子等の支払いをする金融機関などが1ヶ月間に特別徴収した税を、翌月 10 日までに申告して納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。





県民税配当割

上場企業又は金融機関などから特定配当等の支払いを受けるときに課せられる税金です。
特定配当等とは、上場株式等の配当や特定公社債の利子、特定口座外の割引債の償還金などをいいます。

納める人

特定配当等の支払いを受ける個人で、支払日現在、県内に住所のある人が特定配当等の支払いをする上場企業または金融機関などを通じて納めます。

納める額

支払いを受ける配当等の額の5%です。このほかに、所得税(国税)が15%課税されます。※

また、令和6年1月から新しいNISA制度が開始され、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化、年間最大360万円まで投資可能となるなど、NISA制度の抜本的拡充や恒久化が図られました。(NISAを利用するには、証券会社や銀行などの金融機関でNISA口座の開設が必要となりますので、詳しくはお近くの金融機関へお問い合わせください。)

なお、令和5年末で旧NISA制度は終了しましたが、保有している商品を直ちに売却する必要はなく、非課税期間内であれば運用を継続することができます。

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税(所得税×2.1%)が課税されます。

申告と納税

特定配当等の支払いをする上場企業又は金融機関などが1ヶ月間に特別徴収した税を、翌月10日までに申告して納めます。

ただし、源泉徴収口座内配当の場合は、1月1日から12月末日までの支払分を翌年1月10日までに申告して納めます。

(個人の方は直接申告する必要はありませんが、確定申告時に住民税の所得割で申告することも可能です。この場合は所得割の税率が適用されます。)

市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。



県民税株式等譲渡所得割

証券会社や金融機関などが設定する源泉徴収口座内で取引された株式等の譲渡益に課される税金です。

納める人

源泉徴収口座内における株式等の譲渡益の支払いを受ける個人で、その年の1月1日現在、県内に住所のある人が、その源泉徴収口座を管理する証券会社などを通じて納めます。

納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%です。このほかに、所得税(国税)※が15%課税されます。

(NISAについては県民税配当割の項を参照)

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税(所得税×2.1%)が課税されます。

申告と納税

源泉徴収口座を管理する証券会社などが、1年間に特別徴収した税を、一括して翌年の1月10日までに申告して納めます。

(申告については県民税配当割の項を参照)

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。



個人事業税

個人の方が営む事業に対して課される税金です。

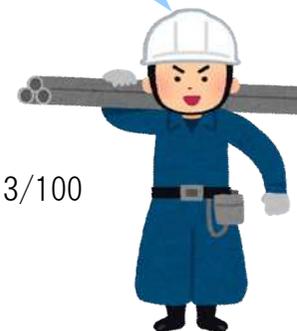
納める人

県内に事務所・事業所があり、事業を行っている人です。

区 分	事 業 の 種 類
第 1 種事業	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 不動産貸付業 製造業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業 運送取扱業 船舶ていけい場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業 料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業(第3種を除く) 演劇興行業 遊技場業 遊覧所業 商品取引業 不動産売買業 広告業 興信所業 冠婚葬祭業 案内業の 37 業種
第 2 種事業	畜産業(農業に付随するものを除く) 水産業 薪炭製造業の 3 業種
第 3 種事業	医業 歯科医業 薬剤師業 あん摩、マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他 医業に類する事業 装蹄師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業 公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業 設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業 公衆浴場業(銭湯) 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業の 30 業種

※ IT関連業（システムエンジニア、ウェブデザイナーなど）は、請負業、又はデザイン業で課税されます。

個人事業主は
確定申告が必要なんだね



納める額

前年中の事業の所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

①第1種事業 5/100 ②第2種事業 4/100 ③第3種事業 5/100

あん摩、マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業は、3/100

申告

申告期限は3月15日です。

所得税（国税）の確定申告や個人県民税の申告をした人は必要ありません。

ただし、年の途中で事業を廃止した方は、事業廃止後1か月以内（死亡による廃止のときは、死亡した日から4か月以内）に個人事業税の申告をする必要があります。

納税

総合支庁から送付される納税通知書（納付書）により、8月と11月の年2回に分けて納めます。

ただし、税額が1万円以下の場合は8月に1回で納めます。

68ページの口座振替制度を利用されると便利です。

個人事業税の計算方法

課税所得金額 = 総収入金額 - 必要経費 - 繰越控除額等 - 事業主控除額（年290万円を限度とする）



法人事業税

法人が行う事業に課される税金です。

納める人

- ・ 県内に事務所・事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人
- ・ 人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあるものや公益法人等で収益事業を行っているもの

納める額

会社には県民税と
事業税がかかるんだよ



区 分	法人の種類	所得の区分	税率					
			平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
所得金額に課税される法人	普通法人 (一般の法人や人格のない社団等)	所得のうち 年 400 万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年 400 万円を超えて年 800 万円以下の金額	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
		所得のうち 年 800 万円を超える金額	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
		3 以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
	特別法人 (医療法人、農業協同組合、信用金庫等)	所得のうち 年 400 万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年 400 万円を超える金額	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
3 以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人		4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%	

納める額

法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率						
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
収入金額に課税される法人	導管ガス供給業及び保険業を行う法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	
	電気供給業を行う法人	電気供給業（発電・小売・特定卸供給事業を除く）を行う法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
		発電・小売・特定卸供給事業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人		所得割	—	—	—	—	1.85%	1.85%
			収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
			付加価値割	—	—	—	—	0.37%	0.37%
	特定ガス供給業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	資本割	—	—	—	—	0.15%	0.15%
			収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%
			付加価値割	—	—	—	—	—	0.77%
	外形標準課税対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%
所得のうち年400万円を超えて年800万円以下の金額				3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
所得のうち年800万円を超える金額				4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
3以上の都道府県に事務所等を有する法人				4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人		所得割	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
			資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

申告と納税

申告と納税などは、すべて法人県民税と一緒にを行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の時期
1 中間申告 (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	事業年度開始の日 以後6月を 経過した日から 2月以内
	(2) 仮決算に 基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額等 × 税率	
2 確定申告		所得(収入)金額等 × 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日 から2月以内

(注) 本県以外にも事務所・事業所を有する法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートルなどを基準にして、所得(収入)金額をそれぞれの都道府県ごとにあん分して計算した税額を申告し納めます。

外形標準課税制度

法人事業税

資本金の額が1億円を超える法人を対象として、法人事業税への外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。

※資本金の額は、各事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額をいいます。

※公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

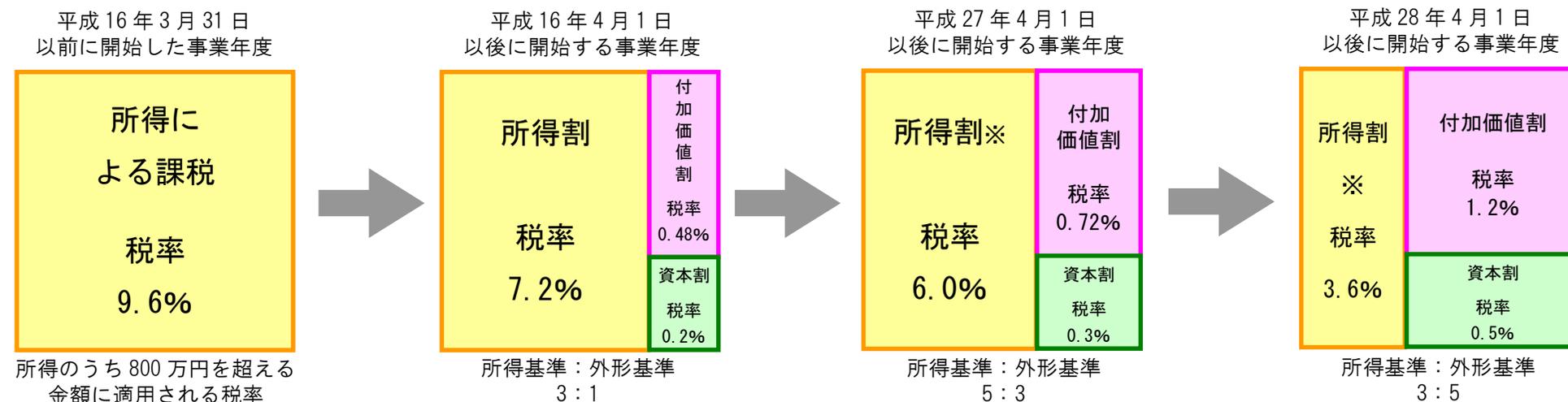
$$\text{法人事業税} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額}$$

税率 1.0%
税率 1.2%
税率 0.5% (税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度のもの)

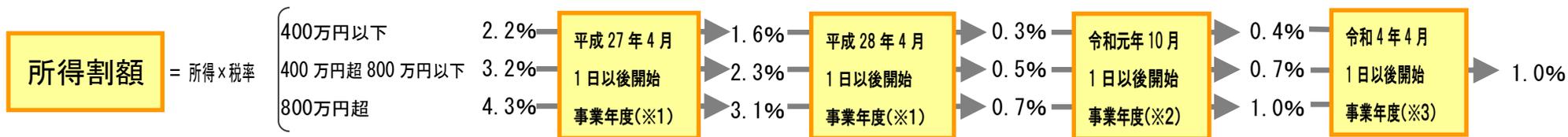
従来の所得による課税の4分の1が外形標準課税に移行し、段階的に外形標準課税分が拡大

※平成3年から平成12年の平均税収(大法人分)の4分の1(約5,100億円分)が付加価値割・資本割となるように税率が設定されました。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは段階的に外形標準課税が拡大されています。



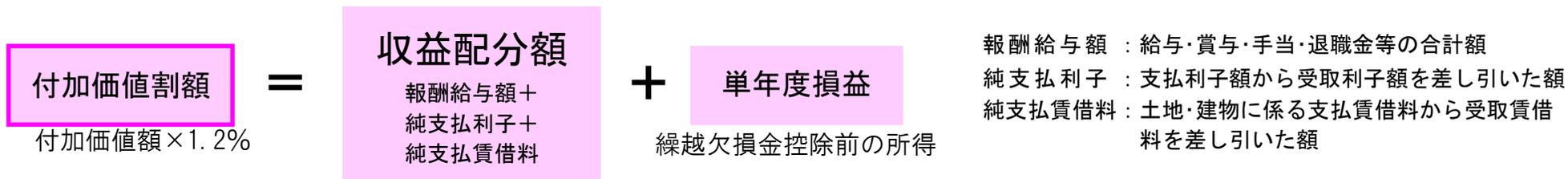
※ 所得割の税率には、地方法人特別税及び特別法人事業税を含みます。



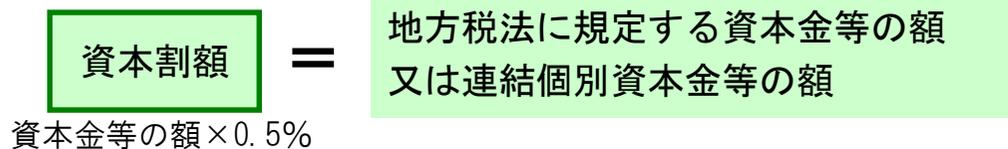
※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは、段階的に外形標準課税が拡大され、所得割の税率が変わりました。

※2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分からは、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税の創設に伴い税率が変わりました。

※3 令和4年4月1日以後に開始する事業年度分からは、外形標準課税法人に対する軽減税率が廃止され、標準税率1.0%に変わりました。



※報酬給与額のうち、収益配分額の70%を超える部分については、収益配分額から控除します。



徴収猶予

赤字が3年以上継続する法人や、創業5年以内の赤字法人を対象とする徴収猶予制度があります。(最長6年間)

【豆知識⑤】 地方法人特別税・特別法人事業税について

地方法人特別税

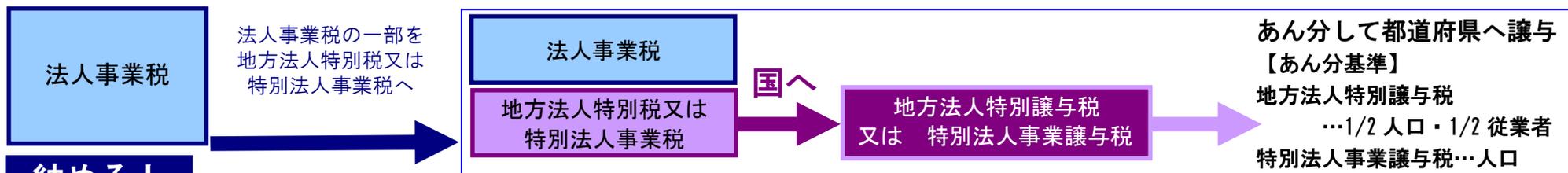
地域間の税収格差を是正するための暫定措置として、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税(所得割、収入割)の標準税率の引き下げを行うとともに、引き下げ分に対応して地方法人特別税(国税)が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口及び従業者数に応じて地方法人特別譲与税として各都道府県に譲与されます。

特別法人事業税

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、復元される事業税の引き下げ分に対応して特別法人事業税(国税)が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口に応じて特別法人事業譲与税として各都道府県に譲与されます。



地方法人特別税又は特別法人事業税は法人事業税と併せて申告納付します。

納める人

法人の事業税(所得割又は収入割)を納める法人です。

納める額

法人区分 (法人事業税の課税内容)	課税標準	税率					
		地方法人特別税			特別法人事業税		
		平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度	令和 2 年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度	令和 4 年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度
付加価値割、資本割及び所得割の合算額による課税法人	基準法人所得割額	67. 4%	93. 5%	414. 2%	260%	260%	260%
所得割による課税法人(括弧書きは特別法人)	基準法人所得割額	43. 2%	43. 2%	43. 2%	37%(34. 5%)	37%(34. 5%)	37% (34. 5%)
収入割、付加価値割及び資本割の合算額による課税法人 又は収入割及び所得割の合算額による課税法人 (括弧書きは特定ガス供給業を行う法人)	基準法人収入割額	-	-	-	-	40%	40% (62. 5%)
収入割による課税法人	基準法人収入割額	43. 2%	43. 2%	43. 2%	30%	30%	30%

基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。



地方消費税

この税金は、地方分権の推進や地域福祉の充実などのため、地方税源の充実を図る必要から、平成6年度に行われた税制改正によって創設されたもので、広く県民のみなさまに負担していただくものです。国の消費税と同じように、商品の売上やサービスの提供などに対して課税されるもので、平成9年4月1日から実施されています。

納める人

製造業、卸売業、小売業、サービス業などを行う各事業者が納めますが、地方消費税は消費税と同様に商品やサービスの価格に上乗せされますので、最終的には消費者の負担となります。

納める額

消費税(国税)の78分の22(消費税に換算すると2.2%相当額)
※消費税及び地方消費税の税率は令和元年10月1日から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されています。軽減税率は8%、対象品目は飲食料品、新聞です。

申告と納税

商品やサービスなどを提供する各事業者が、申告して納めます(当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告納税し、国から県に対して地方消費税分が払い込まれることになっています)。

都道府県間の清算

納められた地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、地方消費税は最終消費地の都道府県の収入となります。

市町村への交付

清算後の地方消費税の収入額の2分の1は県内の各市町村に交付されます(交付総額のうち、従来分(1%相当分)については2分の1を人口で、残り2分の1を従業者数で按分します。また、引上げ分(1.2%相当分)については全額人口により按分します。)

非課税

消費税(国税)が課税されない次の場合には地方消費税も課税されません。

- ①土地の売買や預貯金の利子など本来消費税の性格になじまないもの。
- ②一定の学校の授業料や一定の社会福祉事業、社会保健医療など特別に政策的な配慮が必要とされているもの。

【豆知識⑥】 地方消費税のしくみをみてみよう

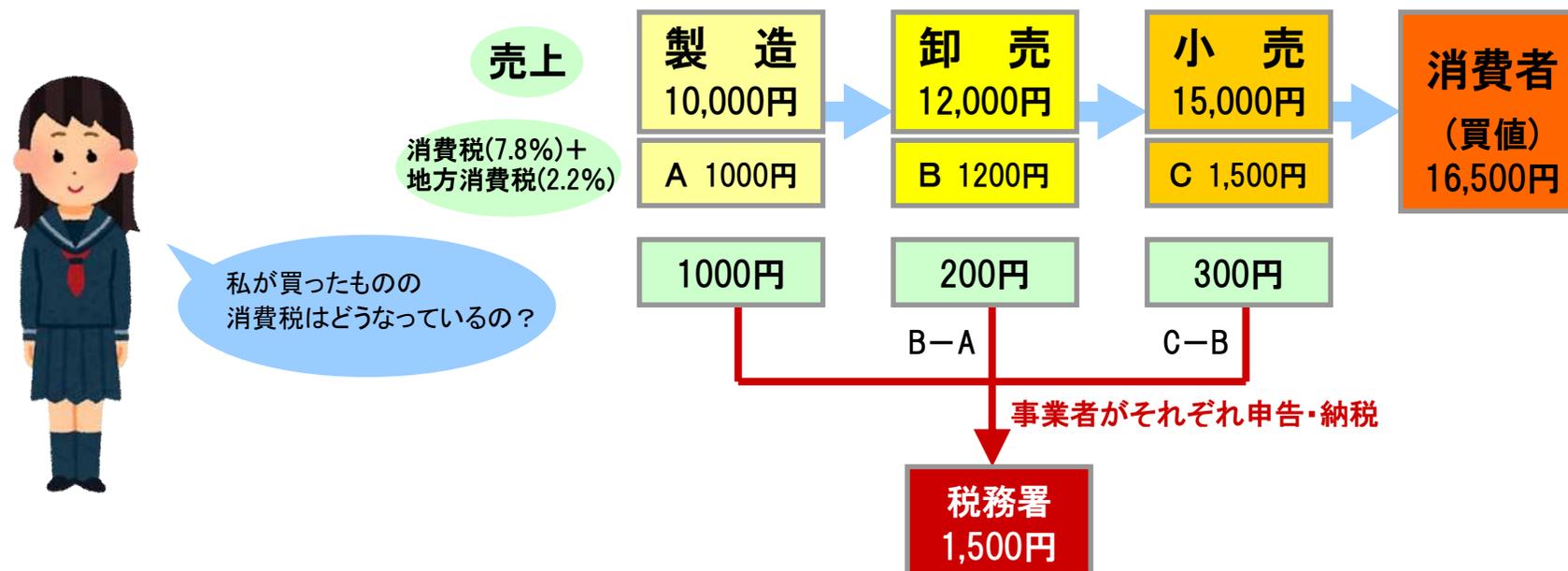
消費税と地方消費税は、国内でのものやサービスの売り上げにかかる税金で、税率は合わせて10%となっています。

この税金は、下の図のように、売上の段階ごとに課税され、それぞれの事業者が納めますが、生産・流通の各段階で二重三重に税額がかからないように、売上にかかる税額から仕入れにかかる税額を差し引いて納めるしくみになっています。

こうして納められた税金は、最終的には消費者が負担し、老人医療、年金や介護といった、私たちの身近な地域の暮らしのために使われています。

なお、税率引上げ分の地方消費税収入については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費やその他社会保障に要する経費に充当されます。

【「消費税 7.8% + 地方消費税 2.2%」の場合】





不動産取得税

この税金は、不動産(土地・家屋)の取得に担税力(税を負担する経済的な力)があるものとして納めていただくものです。

納める人

県内にある土地や家屋を売買、交換、贈与、建築などにより取得した人です。
この場合の取得は、対価や登記の有無は問いません。

納める額

取得したときの土地や家屋の価格※に下表の税率をかけた額です。

不動産の取得の時期	区 分	税 率
平成 20 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	住宅以外の家屋	4%
	土地及び住宅	3%



※「価格」とは、不動産の実際の購入価格や建築工事費ではなく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。ただし、固定資産税が非課税とされている場合や新築家屋など、取得時点で固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合は、県又は市町村が国で定めた基準(固定資産評価基準)によって価格を決定します。

※令和 9 年 3 月 31 日まで取得した宅地や宅地比準土地については、税額算定の際に「価格」が 1/2 に軽減されます。

申告と納税

- ・ 不動産を取得した日から、1月以内に納税義務発生申告書を提出します。
（不動産登記法による登記をした場合は、申告は不要）
- ・ 総合支庁から送られる納税通知書で定められた期限までに納めます。

免税点

取得した土地や家屋の価格が次の額に満たないときは、課税されません。

- ・ 土地・・・・・・・・・・10万円
- ・ 家屋
新築・増築・改築・・・・・・・・23万円
- ・ 売買・交換・贈与など・・・・・・・・12万円

非課税

次の場合には、課税されません。

- ・ 一定の保安林や墓地などのための土地を取得した場合（左記の土地に該当するかどうかは登記上の地目ではなく、現況の地目により判断します。）
- ・ 相続や法人の合併又は一定の分割によって土地や家屋を取得した場合
- ・ 宗教法人、社会福祉法人などが、その法人本来の用に供するための不動産を取得した場合など

不動産取得税には
免税される場合があるんだね



【豆知識⑦】住宅とその敷地を取得した場合の不動産取得税の計算(例)

Aさんが下記の住宅とその敷地を取得した場合の不動産取得税の計算は次のとおりです。



●Aさんの住宅

建築年月日 : 平成30年4月30日
 床面積 : 185 m²
 価 格 : 1,300 万円

●Aさんの住宅用敷地

取得年月日 : 平成28年12月1日
 地 積 : 250 m²
 価 格 : 750 万円

●住宅にかかる不動産取得税

この住宅は、床面積が50 m²以上240 m²以下なので、軽減措置の対象となります。(軽減措置の詳細い内容については、豆知識⑧をご覧ください。)

住宅と土地に軽減措置があるから注意しよう



価格 1,300 万円 × 税率 3%
 = 税額 39 万円

価格 1,200 万円 × 税率 3%
 = 税額 36 万円

納める不動産取得税額
 3 万円

【豆知識⑧】 特例適用住宅を取得した場合の軽減措置

不動産取得税

区 分		要 件	軽減される税額	申告・申請に必要なもの
1	住宅の新增改築、建売住宅の購入	床面積が50㎡以上(戸建以外貸家用は40㎡以上)240㎡以下であること(注1)	36万円 (認定長期優良住宅はさらに3万円を加算した額(注2))	①申告書様式 ②長期優良住宅の認定通知書(該当する場合)
2	耐震基準適合中古住宅の取得	次の要件すべてに当てはまる住宅を取得した場合 (1)取得した人が居住するものであること (2)床面積が50㎡以上240㎡以下であること (3)次のいずれかに該当するものであること ①昭和57年1月1日以降に新築されたもの ②耐震基準に適合していることが証明されているもの	最高36万円 (その中古住宅が新築された年によって異なる)	①申告書様式 ②住宅の登記事項証明書等(コピー可) ③納税通知書 ④耐震基準適合証明書など(2(3)②の場合のみ) ⑤還付を伴う場合は金融機関等の口座番号が確認できるもの(本人名義に限る。) ⑥建物図面及び平面図(併用住宅、二世帯住宅の場合) ※住宅の所在地に住民票を異動していない場合は、取得者が居住していることを証する書類
3	耐震基準不適合中古住宅の取得(注3)	個人が次の要件全てに当てはまる耐震基準不適合既存住宅(上記2のうち(3)の要件を満たさないもの)を取得した場合 取得日から6ヶ月以内に次に掲げるものが全て完了していること ①取得者が耐震改修を行うこと(※1, 2) ②耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受けること(※3) ③取得者が自己の居住の用に供すること	最高12.6万円 (その中古住宅が新築された年によって異なる)	上記2に同じ ただし④も必ず添付すること (※1)住宅を自己の居住の用に供する前に工事を完了させること (※2)一部の除却及び敷地の整備を除く (※3)住宅を取得した日から6ヶ月以内に耐震基準適合証明書等を総合支庁税務担当課に提出すること

注1: 増築の場合や既存の住宅と一構となるべき住宅(居住用の物置など)を新築した場合などの延床面積の判定は、既存の住宅部分と建築した住宅部分の床面積の合計により判定します。

注2: 認定長期優良住宅に係る軽減措置は、平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築した場合に限り適用されます。

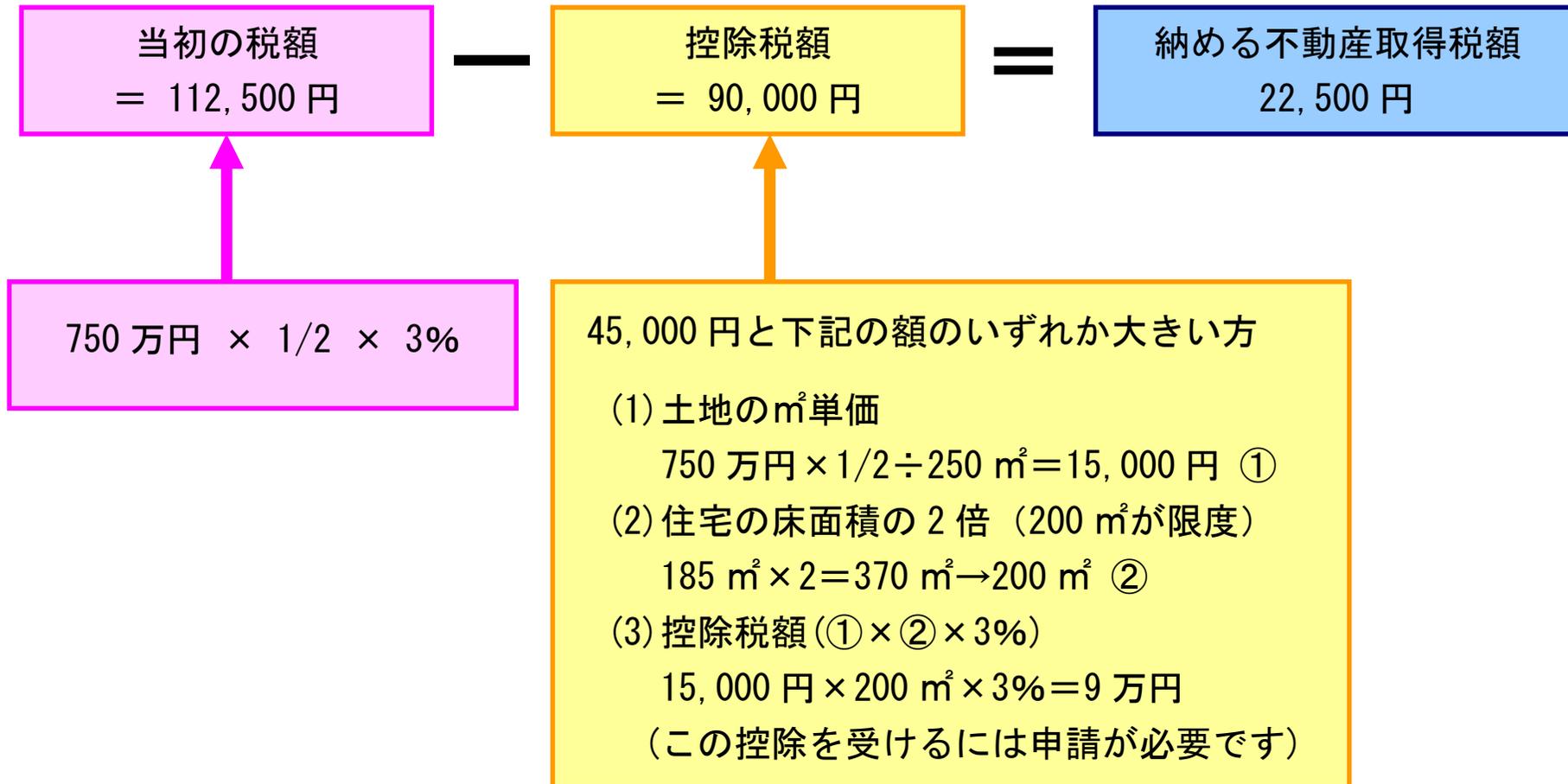
注3: 当該軽減措置は、平成26年4月1日以降に取得したもののから適用されます。



●土地にかかる不動産取得税

この土地は、豆知識⑧の特例措置を受けた住宅の敷地ですので、軽減措置の対象となります。

(ただし、この軽減措置を受けるためには申請が必要です。また、軽減措置の詳細については、豆知識⑨をご覧ください。)



【豆知識⑨】 特例適用住宅の敷地を取得した場合の軽減措置

区 分		要 件	軽減される税額	申告・申請に必要なもの
1	新築住宅 用敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・新築後1年以内に豆知識⑧の区分1の未使用住宅と併せて敷地を取得したとき ・敷地を取得してから3年以内に豆知識⑧の区分1の住宅が新築されたとき(土地の取得者が住宅を新築するまでその土地を引き続き所有しているか、土地の取得者からその土地を取得した者が住宅を新築した場合に限る。) ・豆知識⑧の区分1の住宅を新築してから1年以内に敷地を取得したとき 	<p>次のいずれか多い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①45,000円 ②土地の1㎡当たりの価格(※2)×住宅の床面積の2倍(最高200㎡)×3/100 	<ul style="list-style-type: none"> ①「住宅用土地に係る不動産取得税の減額の適用があるべき旨の申告書」 ②住宅の登記事項証明書など ③納税通知書(通知書が届いている場合) ④還付を伴う場合は、金融機関等の口座番号が確認できるもの(本人名義に限る。) ⑤建物図面及び平面図(併用住宅、二世帯住宅、共同住宅の場合)
2	耐震基準 適合 中古住宅 用敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・豆知識⑧の区分2の住宅と敷地を併せて取得したとき(※1) ・敷地を取得してから1年以内に豆知識⑧の区分2の住宅を取得したとき ・豆知識⑧の区分2の住宅を取得してから1年以内に敷地を取得したとき 	<p>豆知識⑧の区分2の申告・申請に必要なもの</p>	
3	耐震基準 不適合 中古住宅 用敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・豆知識⑧の区分3の住宅と敷地を併せて取得したとき(※1) ・敷地を取得してから1年以内に豆知識⑧の区分3の住宅を取得したとき ・豆知識⑧の区分3の住宅を取得してから1年以内に敷地を取得したとき 	<p>豆知識⑧の区分3の申告・申請に必要なもの</p>	

※1：自己の居住の用に供するために新築後1年を超える未使用住宅を取得した場合を含みます。

※2：「土地1㎡あたりの価格」は、土地の取得が、令和9年3月31日までに行われたときには、2分の1に相当する額で計算します。

※3：場合によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

その他の主な軽減措置

これまで紹介したものの他に、主な軽減措置として次のものがあります。

1 公共事業に協力したとき

公共事業に協力して、国・県・市町村などに不動産を譲渡等した人が代替りの不動産を取得した場合には、税金が軽減されます。

- (1) 公共事業のために不動産を譲渡等した日から2年以内に、その代替りの不動産を取得した場合
- (2) 公共事業が予定されていたため、譲渡等した不動産に代わる不動産を、譲渡等した日の前1年以内にあらかじめ取得していた場合

2 災害を受けたとき

不動産に災害を受けた人が、代替りの不動産を取得した場合は、納期限までに申請することにより、税金が軽減されます。

【例】火災により家屋が焼失した日から2年以内に、被災家屋の所有者が代替りの家屋を取得した場合

※東日本大震災に関する特例については、62ページをご覧ください。

3 税金の徴収猶予

住宅の敷地を取得し、3年以内にその土地に住宅を新築することが確かなとき(例えば、住宅の建築に着手しているときなど)は、納期限までに申告することにより、前記の軽減相当額の不動産取得税の徴収が猶予されます。

詳しくは、最寄りの総合支庁税務担当課にご相談ください。



県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課されるもので、たばこの販売価格に含まれています。

納める人

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者などが県に納めます。

納める額

製造たばこの本数 1,000 本につき、1,070 円。

申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が、当月分を翌月末日までに申告して納めます。

【豆知識⑩】たばこ税の内訳

たばこの代金には、たばこ税(国税)、たばこ特別税(国税)、県たばこ税(県税)、市町村たばこ税(市町村税)、消費税(国税)、地方消費税(県税)が含まれています。

たばこ 1 箱(20 本入り・580 円)あたりの県たばこ税は 21.40 円です。

県たばこ税や市町村たばこ税は、たばこが販売された県や市町村の収入となって、みなさまの暮らしに役立てられます。

たばこ (20 本入り 580 円)	
原材料・利潤など	222.40 円
国たばこ税	136.04 円
県たばこ税	21.40 円
市町村たばこ税	131.04 円
たばこ特別税(国税)	16.40 円
消費税・地方消費税	52.72 円

※令和 6 年 4 月現在の税率



ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに納めていただくものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人が負担し、経営者を通じて県に納めます。

納める額

ゴルフ場の等級	税 率 (1人1日につき)
1級	1,200円
2級	1,100円
3級	1,000円
4級	900円
5級	800円
6級	700円
7級	600円
8級	500円
9級	400円
10級	300円

※ゴルフ場の等級は、ゴルフ場のホール数と利用料金を基準として県が定めます。

ゴルフ場利用税は、市町村に交付されているんだね。ゴルフをするときは県内のゴルフ場を利用しよう。



軽減税率

次の場合については、ゴルフ場利用税の税率が1/2に軽減されます。

(①、②の利用に対する利用料金が通常の利用料金の20%以上、③の利用に対する利用料金が通常の利用料金の50%以上軽減した料金にしているゴルフ場を利用した場合に限ります。)

- ①年齢65歳以上70歳未満の者が利用する場合
- ②国民スポーツ大会に準じる競技会で選手(プロ以外)が利用する場合((公財)日本ゴルフ協会等が主催する競技会等)
- ③利用時間に制約のある利用の場合(モーニング・イブニング)

非課税

次の場合については、ゴルフ場利用税が非課税になります。

- ①年齢が18歳未満の人、70歳以上の人又は障がい者が利用する場合
- ②国際的な規模のスポーツ競技会、国民スポーツ大会及びその予選会のゴルフ競技又は公式の練習
において出場選手が利用する場合
- ③学生、生徒、児童又はその引率教員が、学校における保健体育の実技又は公認の課外活動として利用する場合

※軽減税率・非課税の適用を受けるには、軽減税率利用申込書・非課税利用申請書等の各種書類をゴルフ場に提出し、それぞれの要件に該当していることを、運転免許証・障害者手帳等

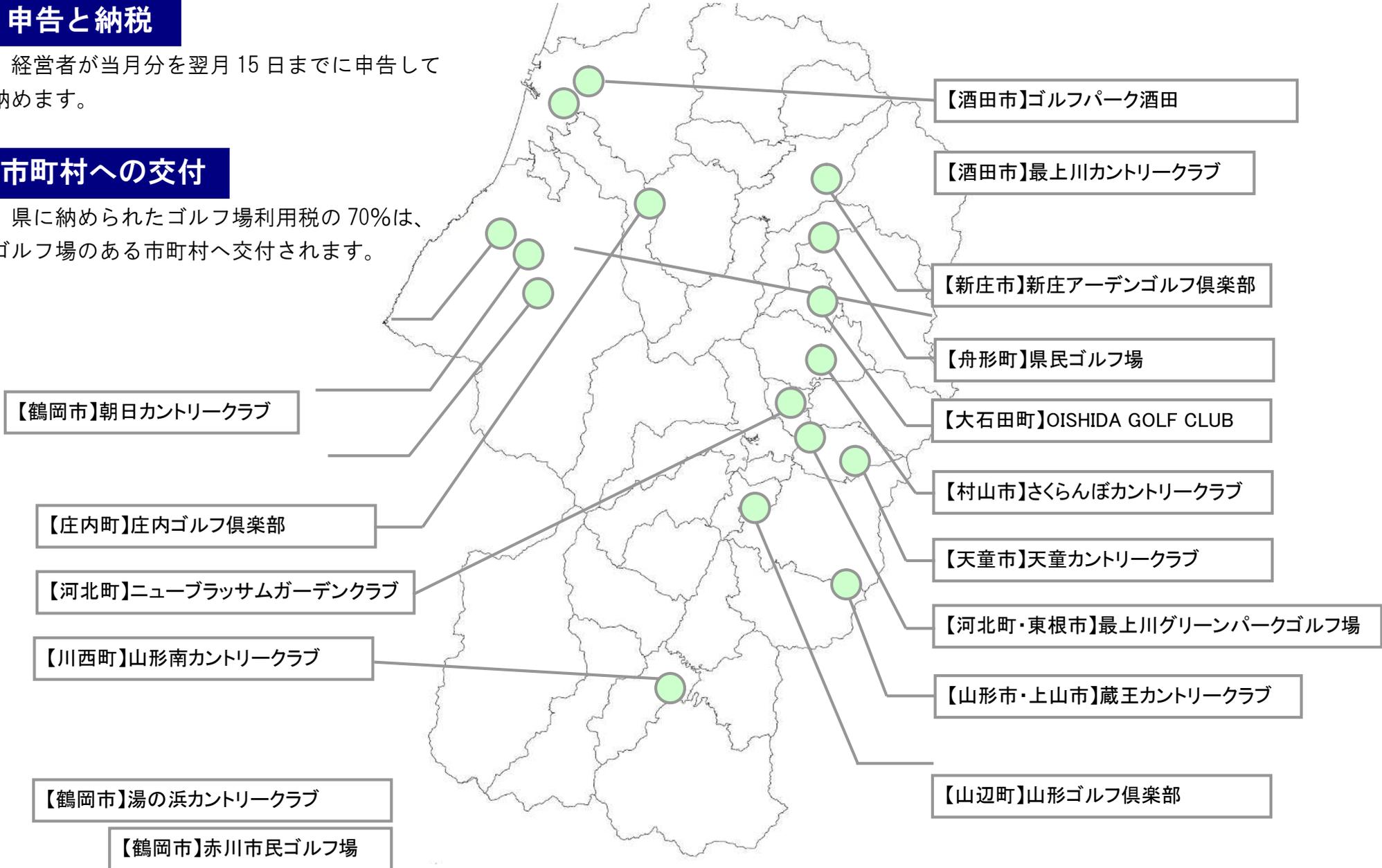
◎山形県内のゴルフ場

申告と納税

経営者が当月分を翌月 15 日までに申告して納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の 70%は、ゴルフ場のある市町村へ交付されます。





自動車税環境性能割

この税金は、自動車(軽自動車を除く)の取得時に課される税金です。

※令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され環境性能割が導入されました。

納める人

「山形」・「庄内」ナンバーの自動車(軽自動車を除く)を取得した人。

ただし、割賦販売(ローン)契約等で購入し所有権が売主(ディーラー等)にある場合は、買主(使用者)が取得者とみなされます。

納める額

- ・ 自家用自動車 取得価額×0~3%
- ・ 営業用自動車 取得価額×0~2%

免税

取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

申告と納税

自動車の登録をするときに申告し、納めます。

減免

次の場合、申請により、自動車税環境性能割が減免される場合があります。

- ・ 災害により滅失又は損壊した自動車の代替自動車を災害の日から1年以内における取得
 - ・ 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得
 - ・ 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得
 - ・ 身体障がい者等が取得した自動車
 - ・ 構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
 - ・ 専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得
- ※詳しい要件や申請に必要な書類等については、

村山総合支庁課税課漆山駐在(電話：023-686-5990)

庄内総合支庁税務課押切駐在(電話：0235-66-4144)にお問い合わせください。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割額の40.85%が、県内市町村に対し、市町村道の延長及び面積に応じて交付されます。

減免制度があるのね。
覚えておきましょう。



【豆知識⑪】 自動車税環境性能割の税率について

自動車税環境性能割の税率は、自動車の燃費性能に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車は0～2%です。

環境性能割の税率(乗用車の例)

燃費性能等	税率			
	R6. 1. 1～R7. 3. 31		R7. 4. 1～R8. 3. 31	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★ かつ R12 年度基準 95%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			1%	0.5%
★★★★ かつ R12 年度基準 90%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 85%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			2%	1%
★★★★ かつ R12 年度基準 80%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 75%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 70%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			3%	2%
★★★★ かつ R12 年度基準 65%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
上記以外 又は R2 年度基準未達成車	3%	2%	3%	2%

※★★★★：H30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は H17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車(以下同じ)



自動車税種別割

この税金は、自動車(軽自動車を除く)を所有している人に課される税金です。

※令和元年10月1日から、自動車税は自動車税(種別割)に名称が変更されました。

納める人

毎年4月1日(午前0時)現在において、「山形」・「庄内」ナンバーの自動車(軽自動車を除く)を所有している人。

ただし、割賦販売(ローン)契約等で購入し所有権が売主(ディーラー等)にある場合は、買主(使用者)が所有者とみなされます。

納める額

自動車税種別割の税額は、自動車の車種、用途、排気量等により年税額が決められています。

申告

自動車を取得したときや、登録事項の変更をしたときは、申告書を提出しなければならないことになっています。

納税

毎年5月に総合支庁から送付される納税通知書により、5月31日まで納めます。

ただし年度途中で新車やナンバーのついていない中古車を取得した場合は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

自動車税種別割の納税は、口座振替制度(67ページ参照)を利用されると便利です。

【豆知識⑫】自動車税種別割のグリーン化

環境にやさしい自動車の開発・普及のため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の低い自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税種別割のグリーン化特例」の措置が適用されています。

減 免

次の場合は、申請することにより、自動車税種別割が減免される場合があります。

- 1 災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車
- 2 身体障がい者等が所有する自動車
- 3 構造上身体障がい者等の利用に専ら供すると認められる自動車
- 4 商品中古自動車
- 5 地方バス路線維持のための県の補助を受けて運行する一般乗合用のバス



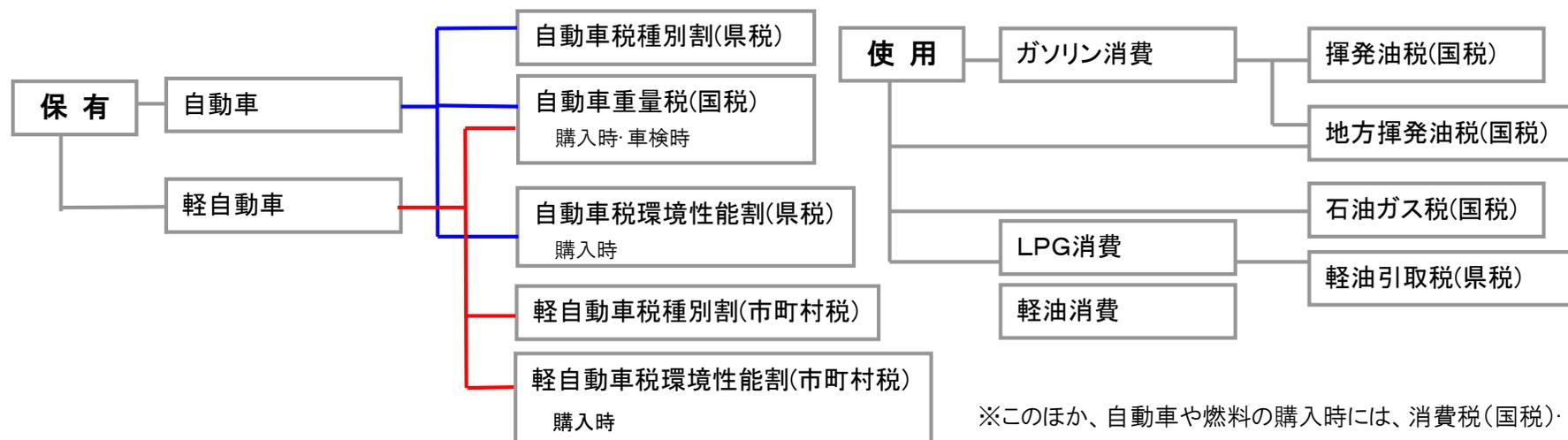
◎申請期限

- ・4月1日現在所有している場合 → 納期限(5月31日)まで
- ・新たに取得する場合 → 申告(登録)のときまで

※納期限後・申告(登録)後に申請があった場合は、申請した月の翌月分からの月割減免となります。

※詳しい要件や申請に必要な書類等については、各総合支庁税務課(室)(村山総合支庁本庁舎の場合は課税課)にお問い合わせください。

【豆知識⑬】 自動車に関する税金の一覧



※このほか、自動車や燃料の購入時には、消費税(国税)・地方消費税がかかります。

自動車を譲ってくれた友人に 納税通知書が届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。

手放した自動車の 納税通知書が届いた！

自動車を譲渡したり、下取りに出したりしたときにも、必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録(申請)をしてください。

このままにしておくと、来年度も課税されます。

1日も早く、所管の運輸支局等に抹消の登録をしてください。

抹消の登録をすれば翌月からの税金が返ってきます。



転居して住民票を移したのに 納税通知書が来ない！

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。

管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。

その際、住所の表記は詳しく正確に行いましょう。

郵便局の転送期間は1年間ですので、運輸支局等で手続きを行わないと納税通知書が届かないことがあります。

車検(継続検査)を受けたいが、 納税証明書が見あたらない！

車検を受ける際、納税証明書の提示を省略することが可能です。ただし、車検を第三者(事業者等)に依頼する場合には、依頼先から提示を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。

なお、納税証明書は各総合支庁税務課(室)(村山総合支庁本庁舎の場合は納税課)で発行することが可能です。

【豆知識⑮】 知っていますか？自動車に関する手続き

自動車税種別割

18歳になれば自動車免許を取得することができます。
実際に免許を取得して自動車を購入したとき、いったいどのくらいの税金がかかるのか見ていきます。



5月に1,500ccのハイブリッド自動車(新車)を
買いたいけど、税金はどのくらいかな？

自動車税環境性能割は買ったときだけかかる
けど、自動車税種別割は毎年かかるよ！



車の燃料にも税金がかかるんだ。
ガソリンには「揮発油税」(国税)、
ディーゼル車には「軽油引取税」。

●車両価格	2,100,000円
●税金・保険料	49,590円
●消費税・地方消費税	210,000円
○支払総額	2,359,590円

※販売諸費用(登録手数料、リサイクル料金、各種代行手数料等)は
別途発生します。

●税金・保険料の内訳

・自動車税種別割	25,400円(※1)
・自動車税環境性能割	0円(※2)
・自動車重量税(国税)	0円(※3)
・自賠責保険料(37か月)	24,190円
計	49,590円(※4)

※1 自動車税種別割は年30,500円ですが、5月に買うと10か月分の税金のみがかかるため、25,400円となります。

※2 課税標準額×税率(0%)

課税標準額は「自動車税環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表」で車種・形式等に応じて定められており、その自動車の新車価格の概ね90%程度となっています。

★★★★かつR12度基準120%達成車の場合、税率は0%です。

環境性能が低い自動車の場合、税率が3%で56,700円となります。

※3 重量はエコカー減税対象車で1.0トﾝ超～1.5トﾝ以下の場合。

環境性能が低いエコカー減税対象車以外の場合、36,900円となります。

※4 環境性能が低い自動車の場合、143,190円となります。



軽油引取税

この税金は、バス、トラックなどの燃料である軽油に課税されるものです。

納める人

特約業者や元売業者から軽油を引き取った(購入した)人です。

特約業者や元売業者は、代金と一緒に受け取り県に納めます。

- ・元売業者・・・軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定した業者です。
- ・特約業者・・・元売業者と契約して、継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定した者です。

納める額

1 キロリットルにつき 32,100 円

申告と納税

特約業者・元売業者が当月分を翌月末日までに申告して納めます。

徴収の猶予

軽油の代金(税金を含む)が売掛けになった場合で、申請があったときは、売掛けになったことによって納期限までに納税できないと認められる税額について、最高2か月間徴収が猶予されます。



免 税

次の用途に使用するために、免税手続きをした場合は、軽油引取税が免税されます。

- ①船舶※・鉄道・軌道用車両の動力源の用途
- ②農業・林業用機械の動力源の用途
- ③鉱物堀採業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業・倉庫業・セメント製造業などの一定の用途

※令和7年4月1日以降に行われる「専らレクリエーションの用に供する船舶」の動力源用の軽油の引取りについては課税免除の対象外です。

◎免税の手続き

- ①免税軽油を使用する人は、あらかじめ総合支庁に申請して免税軽油使用者証の交付を受けます。
 - ②この免税軽油使用者証を提示して総合支庁に免税証の交付を申請すると、認められた数量の免税証が交付されます。
 - ③軽油を購入するときに、免税証を免税証記載の石油販売業者に渡すと、免税された価格で軽油を購入できます。
- ※免税証を他人に譲渡することはできません。

【豆知識①⑥】 混和軽油にも課税されます

軽油に灯油などを混ぜて販売したり、バスやトラックなどの保有者が軽油に灯油などを混ぜて使用している場合には、混ぜた灯油などに対しても軽油引取税がかかります。

※混和には知事の承認が必要です。知事の承認を受けずに混和した場合は、罰則の適用がありますのでご注意ください。

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入となります。
軽油は県内で買ひましょう。





鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権(鉱業権)が与えられていることに対する負担として納めていただくものです。

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

申告

鉱業権の取得、消滅、変更の日から7日以内に申告書を提出することになっています。

納税

総合支庁から送付される納税通知書により5月に納めます。

納める額

鉱区の種類	納める額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000mごとに年600円
	河床でないもの	面積100アールごとに年200円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円×2/3

※ 年度途中で鉱業権の取得・消滅があった場合には月割計算になります。



狩猟税

この税金は、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に充てられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

減 免

生活保護を受けている場合は、申請により減免されます。

申 告

狩猟者の登録を受ける際に、証紙により納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町村からその旨の証明書をもらい、登録時に提出する必要があります。

納める額

免許の種類	種 別	税 率
第一種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	1 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	16,500 円
	2 上記以外の者	11,000 円
網猟免許・わな猟免許 (投げ網、わな等)	3 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	8,200 円
	4 上記以外の者	5,500 円
第二種銃猟免許(空気銃)	—	5,500 円
5 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合		課税免除
6 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合		課税免除
7 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合(許可捕獲後1年以内)		上記税額の 1/2の額

※1 放鳥獣猟区(現在、山形県内にはない)のみに係る狩猟者の登録は、税額が4分の1になります。

※2 他道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う道府県ごとに税金がかかります。



産業廃棄物税

産業廃棄物の排出の抑制とリサイクルを促進し、循環型社会の形成を目指すための諸施策を実施するために使われる税金であり、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

納める人

産業廃棄物を排出する事業者で、県内に所在する最終処分場へ産業廃棄物の最終処分(埋立)を委託した事業者(中間処理業者を含む)又は自ら設置する最終処分場で最終処分(埋立)を行う事業者です。

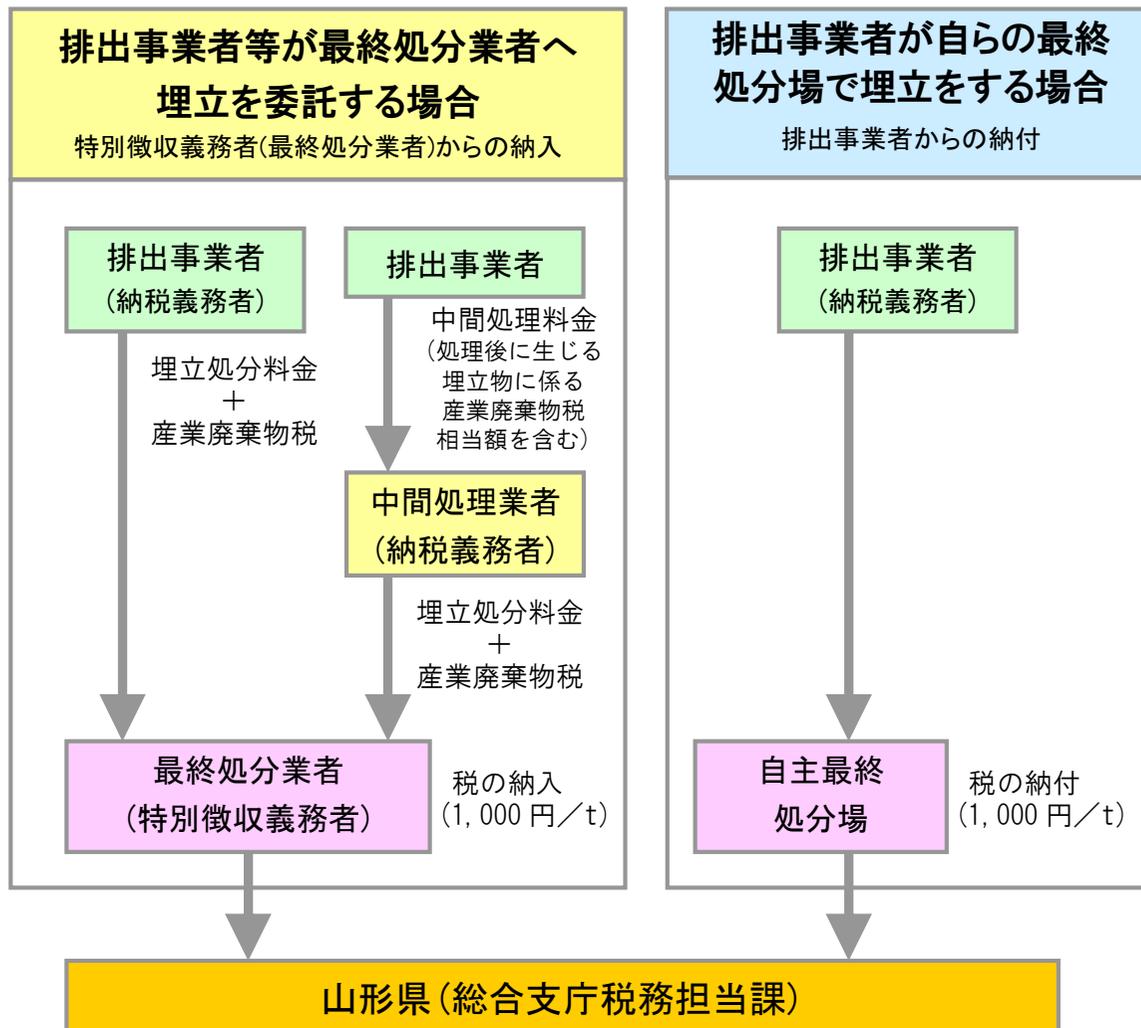
納める額

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき、1,000円です。

申告と納税

最終処分業者の方が、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者の方から、搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

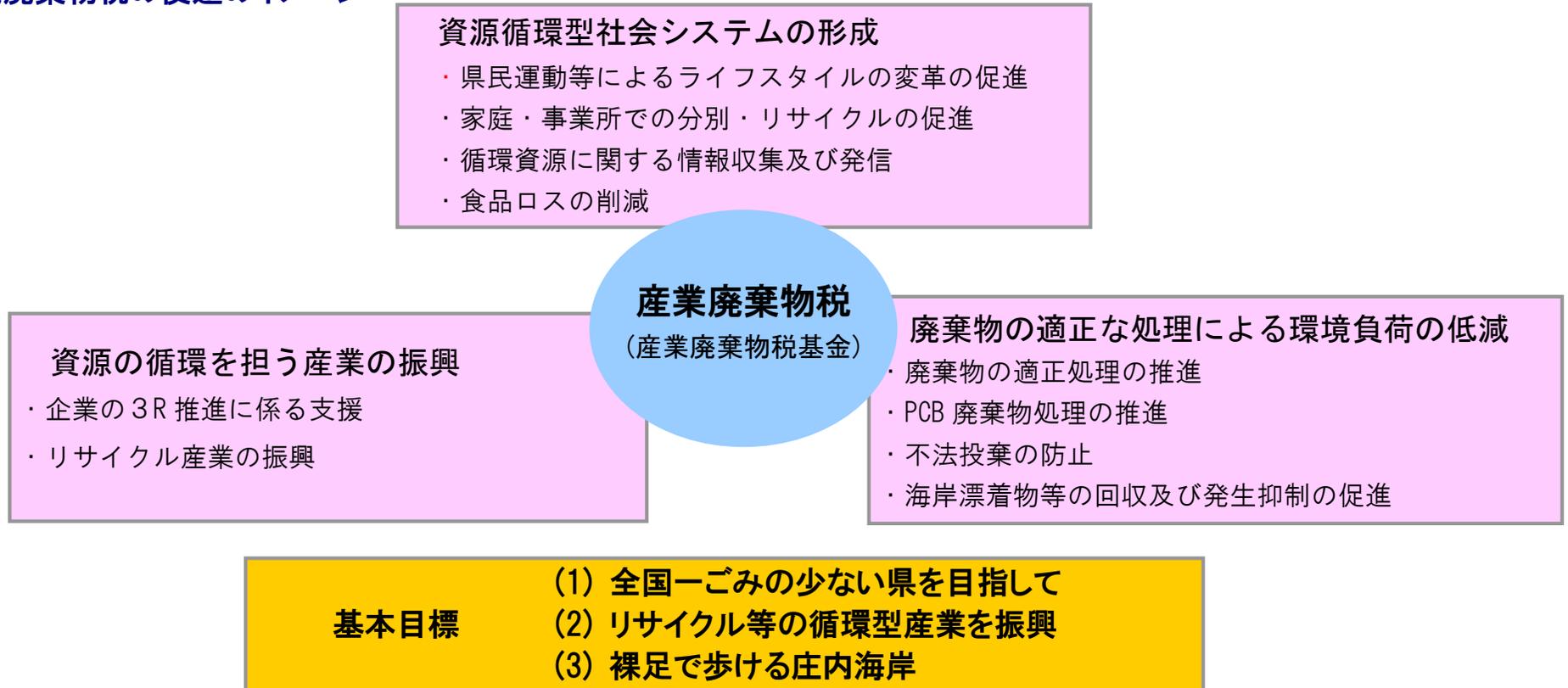
また、排出事業者の方が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、排出事業者の方が税を申告納付します。



税の使途

産業廃棄物税は、①資源循環型社会システムの形成 ②資源の循環を担う産業の振興 ③廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減を柱とした施策実施のための財源として活用されます。

◎産業廃棄物税の使途のイメージ



産業廃棄物税基金を設置して、他の財源と区別したり、税の使途について県の広報やホームページでお知らせするなどして、透明性を確保しています。

災害に関する特例

申告期限等の延長

災害により、県税の申告等が定められた期限までにできないと認められるときに、納税者の申請により、期日を指定して（災害がやんだ時から2カ月以内）当該期限が延長されます。

納税の猶予

財産が災害を受けた場合で、一時に納税できないと認められるときに、納税者の申請により1年以内（事情により延長した場合でも2年以内）の期間で、納税が猶予されます。

減 免

次の県税について、それぞれの理由に該当する場合には、納税者の申請により、減免されます。

税 目	概 要								
個人事業税	■災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)が、<u>事業用資産の価格の2分の1以上</u>であり、かつ、<u>前年中の事業所得が1,000万円以下</u>である場合 (減免割合) <table border="1"><thead><tr><th>前年事業所得</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>4分の1</td></tr></tbody></table>	前年事業所得	減免割合	500万円以下	全部	500万円超 750万円以下	2分の1	750万円超	4分の1
	前年事業所得	減免割合							
500万円以下	全部								
500万円超 750万円以下	2分の1								
750万円超	4分の1								
	■災害により受けた<u>住宅又は家財の損害</u>(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)の<u>程度が甚大</u>であり、かつ、<u>前年中の合計所得金額が500万円以下</u>である場合 (減免割合) <table border="1"><thead><tr><th>損害割合</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>住宅又は家財の価格の50%以上</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>住宅又は家財の価格の30%以上 50%未満</td><td>4分の1</td></tr></tbody></table>	損害割合	減免割合	住宅又は家財の価格の50%以上	2分の1	住宅又は家財の価格の30%以上 50%未満	4分の1		
損害割合	減免割合								
住宅又は家財の価格の50%以上	2分の1								
住宅又は家財の価格の30%以上 50%未満	4分の1								

不動産取得税	<p>■災害にあった不動産に代わるものとして、同一所有者が2年以内に取得した不動産 (減免額) 被災不動産の価格 (※) × 税率 ※固定資産課税台帳登録価格。ただし、家屋において1 m²の価格が45,000 円以下の場合は 45,000 円 × 被災家屋の延床面積 (一部損壊の場合は当該面積)</p>								
	<p>■取得した不動産が、取得から 1年以内に災害により滅失又は損壊した場合 (減免額) 全額又は一部減額 (一部損壊の場合は対象部分の床面積相当分)</p>								
自動車税 環境性能割	<p>■災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものとして、同一所有者が 1年以内に取得した自動車 (減免額) 被災自動車の価額×代替自動車の税率</p>								
自動車税 種別割	<p>■災害により損害を受け、相当の修繕費 (保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く) を要すると認められる自動車 (減免割合) 当該自動車にかかる種別割額の年額に次の表の軽減割合乗じて算定した額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>被災自動車の損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費が自動車の時価の 60%以上</td> <td>2 分の 1</td> </tr> <tr> <td>〃 時価の 40%以上</td> <td>3 分の 1</td> </tr> <tr> <td>〃 時価の 20%以上</td> <td>4 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>	被災自動車の損害程度	減免割合	修繕費が自動車の時価の 60%以上	2 分の 1	〃 時価の 40%以上	3 分の 1	〃 時価の 20%以上	4 分の 1
被災自動車の損害程度	減免割合								
修繕費が自動車の時価の 60%以上	2 分の 1								
〃 時価の 40%以上	3 分の 1								
〃 時価の 20%以上	4 分の 1								
個人県民税	<p>■個人市町村民税が減免された場合は、同じ割合で減免</p>								

東日本大震災に関する特例

東日本大震災により被災された方に対しては、県税の減免措置があります。

また、生活再建のために資金を借入れる等被害の復旧のため、納税証明書を申請する場合は、交付手数料が免除されます。

支援の対象者や手続き等について、詳しくは山形県ホームページをご覧ください。各総合支庁税務担当課にお問い合わせください。

◎不動産取得税

- (1) 被災代替家屋の取得に係る特例
- (2) 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
- (3) 被災代替農用地の取得に係る特例
- (4) 原子力発電所事故に関する居住困難区域内の家屋に代わる家屋の取得に係る特例
- (5) 居住困難区域内の家屋に代わる家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
- (6) 居住困難区域内の農用地に代わる土地の取得に係る特例

企業立地活性化・地域経済牽引事業・NPO法人への支援税制

地方拠点の形成・強化に関する支援

「山形県企業立地活性化計画」に基づき事業者が本県に本社機能に移転、拡充を行った場合、税制の優遇措置を受けられるよう、「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」を平成30年10月から施行しています。

◎課税免除等に該当するケース

- 個人事業税および法人事業税：東京23区にある本社機能に移転した場合
- 不動産取得税：東京23区にある本社機能に移転した場合又は県内にある本社機能を拡充した場合

※いずれも、知事の認定を受けた事業者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って実施することが必要です。

地域経済牽引事業に関する支援

・地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化するため「山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例」を平成29年10月から施行しています。

◎課税免除に該当するケース

- 不動産取得税：県が地域未来投資促進法に基づき策定した基本計画について、主務大臣の同意を得た日から5年以内に、促進区域（県が同意を受けた基本計画の対象となる区域）において、知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って特定事業のための施設を適用期限までに設置した場合

NPO法人への支援

県では特定非営利活動法人（NPO法人）に対して、設立の促進と活動基盤の早期確立について税制度の面から支援を行うため「山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」を平成18年1月から施行しています。

◎課税免除に該当するケース

- 法人県民税均等割：収益事業を行わない場合又は設立後3年以内に終了する各事業年度で益金の額が損金の金額を超えない場合
- 不動産取得税：設立後3年以内に定款に記載された法人の特定非営利活動に供するための不動産を無償で取得した場合
- 自動車税環境性能割：設立後3年以内に定款に記載された法人の特定非営利活動に専ら供するための自動車を無償で取得した場合

正しい申告・確かな納税

◎税の申告と納税を忘れないようにしましょう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延滞金

税金を納期限まで納めないときに徴収されます。

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで
延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合
- それ以後、納税の日まで
延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合
※延滞金特例基準割合:国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

◇但し、納期限が平成25年12月31日以前の場合
[平成25年12月31日までの期間に対応するもの]

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額の特例基準割合(※1)を乗じた額
- それ以後、平成25年12月31日まで
税額に年14.6%の割合を乗じた額
(※1)特例基準割合:各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加算金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税を免れようとした場合に徴収されます。

- 過少申告加算金(申告が実際より少ない場合)
過少申告加算金=増差税額×10%
ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%
 - 不申告加算金(期限内に申告しなかった場合)(※2)(※3)
不申告加算金=納める税額×15%+50万円超の税額部分×5%
ただし、期限後申告等が更生等を予告してされたものでないときは5%
 - 重加算金(二重帳簿など、故意に税を逃れようとした場合等)(※2)
 - 期限内に申告している場合
増差税額×35%
 - 期限後に申告したり、申告自体しなかった場合
納める税額×40%
- (※2)平成29年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合、更に10%上乘せされます。
- (※3)令和6年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、納める税額が300万円を超える部分に対し10%上乘せされます。

◎こんなときはご相談を

納税の猶予

次の場合で納税できないときには、申請することにより納税が猶予されることがあります。

なお、猶予される金額が100万円を超え、かつ、徴収猶予期間が3月を超える場合には、原則として担保の提供が必要です。

猶予される期間は1年以内(事情により最高2年まで)です。

- ①財産が災害(震災、風水害、火災など)または盗難にあったとき
- ②本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき
- ③事業を廃止又は休止したとき
- ④事業に大きな損失を受けたとき

納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告ができないときには、申請すること等により納期限が延長されます。

延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

県税の免除(主なもの)

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、申請することにより県税が減額又は免除されることがあります。

●災害により被害を受けた方を対象としたもの

《個人事業税》

- ・災害により被害を受けた場合

《不動産取得税》

- ・災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を2年以内に取得した場合
- ・取得した不動産がその直後に災害を受けた場合

《自動車税種別割》

- ・災害などにより被害を受けた場合

●身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者の方などを対象としたもの

《自動車税種別割・自動車税環境性能割》

- ・一定の等級以上の身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者など及びこれらの方々と生計を一にする家族の方が所有又は取得する自動車で、該当者、その家族の方若しくは身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方が専らその障がい者の通院、通学等に使用する場合

【必要書類】

申請書・障害者手帳・運転免許証・自動車検査証(車検証)・(家族の方の場合)生計が一であることを証明する書類・使用目的を証明する書類・(介護者の場合)身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護していることを証明する書類

不服申立て

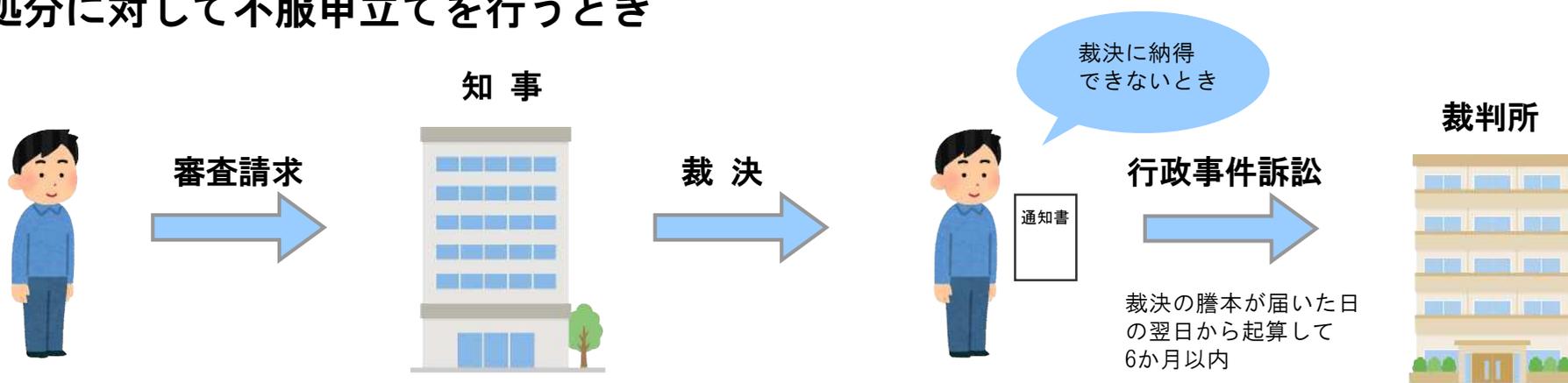
県税の課税や徴収の処分に不服があるときや、申請等に対して決められた期間に県が対応を行わなかったとき(不作為)に、不服申立てを行うことができます。

不服申立てを行う場合は、原則、課税や徴収の処分の通知書が届いた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をする必要があります。

また、処分の取消しの訴えは、一部の処分を除き、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、下記の場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

●処分に対して不服申立てを行うとき



◎県税を納める場所

区 分		名 称
県指定金融機関		山形銀行(本店・支店・出張所)
県指定代理金融機関		荘内銀行(本店・支店・出張所)
県 収 納 代 理 金 融 機 関	銀 行	きらやか銀行、みずほ銀行(本店・支店・出張所)、七十七銀行山形支店、東邦銀行米沢支店
	信用金庫等	山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫(本店・支店)、東北労働金庫、農林中央金庫
	信用組合	山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合(本店・支店)
	農業協同組合	山形市、山形、天童市、さがえ西村山、みちのく村山、東根市、新庄市、もがみ中央、金山、山形おきたま、鶴岡市、庄内たがわ、余目町、庄内みどり、酒田市袖浦の各農業協同組合(本店・支店・本所・支所・出張所)
	漁業協同組合	山形県漁業協同組合(本所・支所)
	郵便局	山形県ほか東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
総合支庁		村山総合支庁(本庁舎・西村山地域振興局・北村山地域振興局)、最上総合支庁、置賜総合支庁(本庁舎・西置賜地域振興局)、庄内総合支庁
特定金融機関		地方共同機構が収納の事務を委託した金融機関 (e L - Q R 付の納付書のみ対応)



◎口座振替による納付

口座振替は、税金を納めるために銀行などへお出かけになる必要がなく、簡単、確実に納付できる方法です。

口座振替できる税金

- 1 自動車税種別割
- 2 個人事業税

口座振替の利点

- 1 納付のための時間と手間を省けます。
- 2 納期を気にしなくても取引金融機関が納付の手続きをしてくれます。
- 3 現金を持たないで納付できますので安全です。

申込方法

県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関に預金口座があれば、どなたでも利用できます。

手続きは、預金口座を開設した金融機関に口座振替依頼書を提出するだけで済みます。

口座振替依頼書は金融機関に備え付けてあります。（印鑑押印を省略できる場合もあります。提出先の金融機関にご確認ください。）



◎コンビニエンスストア等での納付

山形県では、税金をコンビニエンスストア及びドラッグストア等でも納付することができます。

納付方法

- 1 バーコードが印字されている納付書について、コンビニエンスストア等で納付することができます。
- 2 全国のコンビニエンスストア等で納付することができます。

対象店舗

MMK 設置店※、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

※「MMK 設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット等の店舗です。



◎電子納付

電子納付は、インターネット等を利用して税金を電子的に納付する仕組みです。（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカードによる納付など）

※車検等で納税証明書の発行をお急ぎの方は、県総合支庁・金融機関・コンビニエンスストア等の納税窓口で納付してください。

※総合支庁・金融機関・コンビニエンスストア等の納税窓口での電子納付はできません。

スマートフォン決済アプリによる納付

- 1 e L-Q Rやバーコードが印字されている納付書と、スマートフォン決済アプリをインストールしたスマートフォン又はタブレット端末が必要になります。
- 2 e L-Q Rを読み取る方法か、バーコードを読み取る方法かにより利用条件が異なります。
- 3 詳細については、山形県ホームページをご覧ください。

ホーム>暮らし・環境>税>県税の納付方法>スマートフォン決済アプリによる納付



クレジットカードによる納付

- 1 e L-Q Rが印字されている納付書と、クレジットカードが必要になります。
(パソコンやスマートフォンからインターネットを通じてお手続きが必要です)
- 2 納付金額に応じて手数料をご負担いただきます。
- 3 詳細については、山形県ホームページをご覧ください。

ホーム>暮らし・環境>税>県税の納付方法>クレジットカードによる納付（地方税お支払サイト）



その他の納付方法（地方税お支払サイト）

- 1 e L-Q Rが印字されている納付書は、地方税お支払サイトから納付の手続きができます。
- 2 詳細については、山形県ホームページをご覧ください。

ホーム>暮らし・環境>税>県税の納付方法>その他の納付方法（地方税お支払サイト）

◎税の窓口

毎日くらしの中で「わからない」「どうも腑に落ちない」ということは意外に多いものです。こんなとき、だれかにちょっと聞いてみると解決できることがあります。税金について疑問がありましたらお気軽にお問い合わせください。

国税についてのお問い合わせ先

※ 電話番号は全て代表番号です。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
山形税務署	990-8606	山形市大手町 1-23	023(622)1611	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
米沢税務署	992-8610	米沢市門東町 1-1-9	0238(22)6320	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
鶴岡税務署	997-0035	鶴岡市馬場町 2-12 鶴岡第2地方合同庁舎	0235(22)1401	鶴岡市、庄内町、三川町
酒田税務署	998-8633	酒田市光ヶ丘 2-2-36	0234(33)1450	酒田市、遊佐町
新庄税務署	996-0001	新庄市五日町字宮内 241	0233(22)5111	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
寒河江税務署	991-0021	寒河江市中央 2-2-35	0237(86)2244	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
村山税務署	995-8691	村山市楯岡笛田 1-9-34	0237(53)2151	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
長井税務署	993-0015	長井市四ッ谷 1-7-15 長井合同庁舎	0238(84)1810	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町

●国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

国税庁

検索

市町村税についてのお問い合わせ先

※ 電話番号は全て代表番号です。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
山形市	990-8540	山形市旅籠町 2-3-25	023(641)1212
米沢市	992-8501	米沢市金池 5-2-25	0238(22)5111
鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25	0235(25)2111
酒田市	998-8540	酒田市本町 2-2-45	0234(22)5111
新庄市	996-8501	新庄市沖の町 10-37	0233(22)2111
寒河江市	991-8601	寒河江市中央 1-9-45	0237(86)2111
上山市	999-3192	上山市河崎 1-1-10	023(672)1111
村山市	995-8666	村山市中央 1-3-6	0237(55)2111
長井市	993-8601	長井市栄町 1-1	0238(84)2111
天童市	994-8510	天童市老野森 1-1-1	023(654)1111
東根市	999-3795	東根市中央 1-1-1	0237(42)1111
尾花沢市	999-4292	尾花沢市若葉町 1-2-3	0237(22)1111
南陽市	999-2292	南陽市三間通 436-1	0238(40)3211
山辺町	990-0392	山辺町緑ヶ丘 5	023(667)1111
中山町	990-0492	中山町大字長崎 120	023(662)2111
河北町	999-3511	河北町谷地戊 81	0237(73)2111
西川町	990-0792	西川町大字海味 510	0237(74)2111
朝日町	990-1442	朝日町大字宮宿 1115	0237(67)2111

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
大江町	990-1101	大江町大字左沢 882-1	0237(62)2111
大石田町	999-4112	大石田町緑町 1	0237(35)2111
金山町	999-5402	金山町大字金山 324-1	0233(52)2111
最上町	999-6101	最上町大字向町 644	0233(43)2111
舟形町	999-4601	舟形町舟形 263	0233(32)2111
真室川町	999-5312	真室川町大字新町 124-4	0233(62)2111
大蔵村	996-0212	大蔵村大字清水 2528	0233(75)2111
鮭川村	999-5292	鮭川村大字佐渡 2003-7	0233(55)2111
戸沢村	999-6401	戸沢村大字古口 270	0233(72)2111
高畠町	992-0392	高畠町大字高畠 436	0238(52)1111
川西町	999-0193	川西町大字上小松 977-1	0238(42)2111
小国町	999-1363	小国町大字小国小坂町 2-70	0238(62)2111
白鷹町	992-0892	白鷹町大字荒砥甲 833	0238(85)2111
飯豊町	999-0696	飯豊町大字椿 2888	0238(72)2111
三川町	997-1301	三川町大字横山字西田 85	0235(66)3111
庄内町	999-7781	庄内町余目字町 132-1	0234(43)2211
遊佐町	999-8301	遊佐町遊佐字舞鶴 202	0234(72)3311

県税についてのお問い合わせ先

◎庄内総合支庁 税務課

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

電話 0235(66)5423

○村山総合支庁 納税課 西村山税務室

〒991-8501

寒河江市大字西根字石川西 355

電話 0237(86)8136

○置賜総合支庁 税務課 西置賜税務室

〒993-8501

長井市高野町 2-3-1

電話 0238(88)8209

●山形県「税」ホームページ

山形県 税

検索

◎最上総合支庁 税務課

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034

電話 0233(29)1226

○村山総合支庁 納税課 北村山税務室

〒995-0024

村山市楯岡笛田 4-5-1

電話 0237(47)8619

◎村山総合支庁 課税課／納税課

〒990-2492

山形市鉄砲町 2-19-68

電話 課税課 023(621)8139

納税課 023(621)8135

◎置賜総合支庁 税務課

〒992-0012

米沢市金池 7-1-50

電話 0238(26)6013